

WHO指定研究協力センターセミナー報告書  
高等教育における障害学生に対する  
生活・学習支援

2009年2月7日（土）  
国立障害者リハビリテーションセンター  
障害の予防とリハビリテーションに関する WHO 指定研究協力センター

## プログラム

日 時 2009年2月7日(土) 13:00~17:00

場 所 国立障害者リハビリテーションセンター学院講堂

総合司会 中島 八十一 国立障害者リハビリテーションセンター学院長

13:00~13:10 開会挨拶 岩谷 力 国立障害者リハビリテーションセンター総長

13:15~14:00 基調講演 「アメリカの高等教育における障害学生平等なアクセス、職業リハビリテーション、自立生活の融合

Jim Marks モンタナ大学障害学生支援部長

AHEAD (Association of Higher Education and Disability)次期会長

14:00~14:10 休 憩

14:10~16:45 パネルディスカッション パネリストからの発表、ディスカッション、質疑応答

1 Mr. Jim Marks

2 大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の修学支援に関する平成19年度実態調査報告

谷川 敦 独立行政法人 日本学生支援機構 学生生活部特別支援課長

3 DO-IT Japan の活動と発達障害・高次脳機能障害のある学生に対する高等教育支援  
近藤 武夫 東京大学先端科学技術研究センター特任助教

4 高機能自閉症者Kの大学・大学院進学と就学の支援について

高橋和子 金沢大学子どものこころの発達研究センター特任助教

5 重度障害者の学習支援に不可欠な生活支援

寺島 彰 浦和大学総合福祉学部 学部長、教授

6 脊髄損傷学生の就学復学から就労への道

大濱 眞 NPO 法人 日本せきずい基金理事長

司会 深津玲子 国立障害者リハビリテーションセンター研究所発達障害情報センター  
一長 北村弥生 同 研究所障害福祉研究部室長

16:45~16:50 閉会挨拶 江藤文夫 国立障害者リハビリテーションセンター更生練  
所長

## 目次

開会挨拶

アメリカの高等教育における障害学生 平等なアクセス、職業リハビリテーション、自立生活の融合 Jim Marks

大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の修学支援に関する平成 19 年度実態調査報告 谷川 敦

D0-IT Japan の活動と発達障害・高次脳機能障害のある学生に対する高等教育支援  
近藤武夫

高機能自閉症者 K の大学・大学院進学と就学の支援について 高橋和子

重度障害者の学習支援に不可欠な生活支援 寺島 彰

脊髄損傷学生の就学復学から就労への道 大濱 眞

パネルディスカッション

閉会挨拶



総合司会 中島 八十一 学院長



開会挨拶 岩谷 力 総長



基調講演 ジム・マークス氏



パネルディスカッション

## 開会挨拶

岩谷 力

国立障害者リハビリテーションセンター 総長

皆さん、今日は私どもの WHO 協力センターのセミナーにご参加いただきまして誠にありがとうございます。わが国には障害があるために高等教育に進学できない方、または就学上の困難を克服する手段が見つからないために学業を続けられない方などが、まだまだたくさんいらっしゃいます。そして卒業をしても、なかなか社会参加を果たすことができないで孤立をしてしまう方も数多くいらっしゃいます。

近年、障害に関する考え方が医学モデルから、bio-psycho-social model にだんだん変わってまいりまして、それとともにわれわれが持っている障害に関係する機能障害（インペアメント）を非常に多面的に理解することができるようになってきました。そして、従来の身体機能、精神機能、知的機能などを軸としたわが国における枠組みでは、これまではとても扱うことができなかったような高次脳機能障害とか発達障害に対する、医療・福祉・保健・就労支援サービスなどいろいろな研究が進み、それらもまた一部制度化されるようになってまいりました。

わが国は、今世紀初頭の 10 年をかけて、共生社会をつくるということを目指しております。この共生社会をつくる上に、教育が持つ個人の力をつける力、エンパワメントの力というのは、非常に大きなものがございます。教育を通して、心身機能を生かした精神的な社会的な活動が能力を開発し、そして社会に参加していくという、そういう際に教育の持っている力というのは非常に大きいものがあるわけです。

私たちは、日常的に医療・福祉サービスに関係している立場から教育の場に、いろいろとわれわれも参加できないかと考えたわけであります。教育の場に医療・福祉的な視点からの配慮を持ち込むことによって、エンパワメントがより有効な力を発揮するのではないかと考えたわけであります。

本セミナーでは、先ほどご紹介いたしましたジム・マークスさんにアメリカの現状について、ご経験をもとにお話をさせていただきます。わが国の大学・高等教育機関に在籍する障害学生は全学生の 0.16%ということですが、アメリカでは 10%を超していると伺っておりますし、アメリカでどのような取り組みをされているのかということをお聞かせいただき、われわれも勉強させていただきたいと思っております。

そして私たちは、ここ数年間、このような障害に関する国際セミナーを継続的に開いてきております。このようなセミナーを通して、わが国の制度が国際的に見てどのようなものであって、これをどのように発展させていくことが望ましいかということについて、皆さんに今日はお考えいただきたい、皆さんとご一緒に考えてみたいと思っております。

このセミナーを機会に、何か具体的な方策、具体的なことが得られるというわけではございませんけれども、医療・福祉・教育の連携が果たす役割について、私たちがみんなで考えて、そしてこれからの連携の芽をつくっていただく、そのような場になることを希望しております。どうぞよろしく願いいたします。

アメリカの高等教育における障害学生  
平等なアクセス、職業リハビリテーション、自立生活の融合

ジム・マークス

モンタナ大学障害学生支援部長

**AHEAD (Association on Higher Education and Disability) 次期会長**

ありがとうございました。コンニチワ。ちょっとこの場に慣れなくてははいけませんのでお待ちください。ここでお話をさせていただきますことを非常にうれしく思います。今回、日本にまいりましたのは初めてです。そして日本についていろいろ学んでいるところです。帰国しましたら、どんなことを学んだのかということをお互いに語りたと思っています。ということで、私にとっても新しい体験ということをお互いに申し上げたかったわけです。

さて、私がモンタナ州ミズーラにあるモンタナ大学でかかわっている学生なのですが、この人は車いすを使っています。あるところで彼に会いました。彼は自動ドアを開けようとしていました。実際にそれはどんな設計であったかと言いますと、小さなボタンではなくて、大きなプレートですので、その障害学生は、ひじで押ししたり、あるいは肩で押ししたり、頭で押ししたりという形で、それを押せるのです。

彼はその自動ドアの前で「私は、小さなモンタナの町から来た人間です」と言うのです。「家にいるときは、あらゆるものが大変で、どこに行こうとしても大変です。でもここにいれば、こういう自動ドアが非常にうまくできているので、おそらく障害学生がここで勉強したのだなということが分かります」というように言いました。つまりお互いに学び合うということ、そしてお互いの経験を伝え合うことによって成長するという、お互いの関係をお互いにしっかり共有し合うということが良いことなのだと分かります。

さて、私は日本について、そしてモンタナについてもいくつか学ぶことができました。日本とモンタナには共通項があります。モンタナというのは、日本でいう県のような、州に相当するものです。そして国の面積でいうならば、モンタナと日本というのはほぼ同じ面積ということになります。それからもう一つ、モンタナの場合には90万人しか人がいないということで、随分少ないということになります。しかしながら、日本の人口は1億2700万ですが、モンタナには日本の人口に相当するくらいの牛がいそうです。それから昨日、英語版のジャパントイムズを読んだのですけれども、そこに俳句が出ていました。「所得税の申告書を記入すると、希望も目標も消えうせる」ということで、これはモンタナと全く同じで我々には似たところがたくさんあります。

私は今日ここで二つお話をしたいと思っています。まず、モンタナ大学障害学生支援部について。それからもう一つ、私のような仕事をする人が集まっている組織、AHEADという組織についてお話をしたいと思います。ということで、二つの柱についてお話をしたいと思います。

モンタナ大学は総合大学として、いろいろなものをカバーしています。例えばどうやって重い装置を使うのかを学ぶプログラムもあれば、あるいは小さなメディカルプログラムもあります。それから学部から大学院までということで、人文系の大学で医学部はありません。基本的には法学部はあります。そして1万4,000人程度の学生がモンタナ大学で勉

強をしています。その意味では、大学としての規模は中程度ということになります。

私が仕事をしている障害学生支援部は学生課に属します。ということで、私の上司は、この学生課のトップで副学長です。そして彼女が学長のもとに仕えるという形をとっているわけです。障害学生支援部には、15人のスタッフのメンバーがいます。その下でどんな仕事をするかということですが、一番中核的な役割というのは、いわゆるコーディネーターという職です。障害学生のためのコーディネーターの仕事です。障害を持つ学生には担当のコーディネーターが決まり、そしてそのコーディネーターが、それぞれの学生がどうやって大学のプログラムに参加できるかということについての計画づくりをするわけです。私たちが学生の担当コーディネーターを決める方法は、アメリカでも独特です。

どういうところが独特かと言いますと、この学生はこの障害があるからこのコーディネーターというふうにつなげてはいきません。すなわちLDの専門家とか、あるいは難聴、聴覚障害の専門家ということではない。つまり、いろいろな障害をすべて扱うことができる人たちがコーディネーターを務めているのであって、これはまさに、私たちがやろうとしていることがあるがゆえに、このような形にしています。環境に対するアクセシビリティとか、そういったものをすべて網羅していかなければいけないからです。

つまり学生が私たちのところに来ると、まず聞くのは「あなたの障害の種類はなんですか」ではありません。私たちは「あなたは何を専攻するのですか、どんなことを研究したいと思っているのですか、何に関心があるのですか」ということを聞きます。つまり、学生が何を目的として大学に来ているのか、モンタナ大学で勉強したいのかということを中心に考えていくわけです。

4人のコーディネーターの他には、管理者として私がおり、受付が1人、マネージャーが1人、福祉器機コーディネーターが1人います。日本でも同じことかと思いますが、アメリカにおいては、私たちの教育はますますさまざまな、いわゆるインストラクショナル・テクノロジーといわれる教育の手法に依存するようになっていきます。つまり、こういった教育技術を障害学生にアクセシブルにするために福祉器機コーディネーターが必要ですので、非常に重要なポジションです。

それから、5人の手話通訳者がおり、ビデオ・テレビなどのキャプションをリアルタイムで付けることもします。字幕化をするという人です。それから、印刷媒体をいわゆるe-textに換える人というの也有います。さらに、20人から30人程度の学生を雇い入れております。さまざまなキャンパスにおけるいろいろな専攻を持つ人たちなのですが、この人たちは、いわゆるワークスタディという名前のプロジェクトを通じて、有償でアルバイトをしてくれます。例えばテストの監督、読み上げ、筆記やノートテイカーなど、他のスタッフと同様に、さまざまな仕事をしてくれるわけです。

そして、私はご存じのように視覚障害者なのですが、スタッフメンバーの中にもかなりの障害者がいます。そこでわれわれとしては、一義的な形での市民ということで、学生たちがしっかりと学習することができるように、われわれのほうでモデルとなるような形でいろいろな支援を提供するわけです。また、学生スタッフもスタッフへの直接的な支援をします。それから最後のグループとして、われわれのお手伝いをしてくれる人たち、ボランティアという名前と呼んでいる学生がいます。ボランティア学生は、障害を持つ学生たちに対して、教室の中でノートをとる、ノートテイカーとして仕事をし、これが、障害学

生支援部の構成の概要です。

小さな組織でありますけれども、障害学生の数は割合多いのです。1,000人の学生が障害を持っているということが分かっています。1万4,000人のうちの1,000人ということは7%を少し超えるくらいのレベルということになります。統計をとってみているのですけれども、アメリカの場合には高等教育の11%程度が障害学生ということになっています。しかしながら、私たちの場合には7%ということですが、しかし、この7%というのは、何らかの形のサービスを求めてきた人たち、何らかのサービスを受けている人たちということになります。全ての障害者がサービスを使っているわけではありません。合理的な配慮を申請した人たちの数が7%ということであって、それ以外の人を含んでいるわけではありません。

私は20年にわたってこの仕事をしてきました。そして、最初に私が会った学生の話をするのが非常に好きなのですが、それをさせていただきたいと思います。特にそれは、私にとって非常に重要な一日だったからです。

1988年に私は初めてこの仕事に入りました。モンタナ大学はその当時、障害学生支援部にはたいしたものはありませんでした。小さな部屋でコンピューターもありません。そしてファイルキャビネットはありましたが、あまり大したファイルは入っていませんでした。棚には、ポスタペイントがたくさん入っていました。けれども始めたばかりですから、「まだまだ仕事は全然進んでいないな、これからたくさんやることがあるな」と思ったわけです。

そのときにノックがありました。ドアを開けてみると、若い男性の学生がいました。彼は興奮していて、こう言いました。「あなたはまだこの学校に来たばかりだと思うけれども、あなたの前任者は、私がこの学校に入ったら、トーキングブック（目が見えない人用のちゃんと話してくれる、音声を出してくれる本）を手に入れることができると言ったのだけれども、手に入らないよ」と言ったわけです。「私は学習障害なので、本を読みながら、トーキングブックを聞かないと読書がおいつかない。トーキングブックがないと、モンタナ大学についていけない」と、彼は苦情を言いました。私はすわって「私自身は、今すぐどうこうできる状態ではない。時間が少しかかってしまいます。」と言いました。そして、その学生のための方法を考えました。私たちは、モンタナ大学以外のプログラム、RB&D（レコーディング・フォー・ザ・ブラインド・アンド・ディスレクシク）というようなトーキングブック会社のプログラムを使いました。私たちは本をスキャナでとりこんで読むという技術を使いました。それは当時はかなり新しく、とても高価でした。ただ、テクノロジー自体はどんどん時間がたつにつれて、より安価に手に入るようになっていきますし、より高度な技術を提供し、小さくなっていますので、20年前に比べると、今ある技術はずっと素晴らしくなっています。

その当時、私はこの学生の読書アクセスに使えるツールを集めたツールボックスを考案しました。最終的には、彼は卒業することができました。その後は彼との交信が絶えてしまったのですが、10年くらいたって、私の部屋にまた彼が来ました。彼は今度はスーツを着てネクタイもしていました。非常にハンサムで、そして専門家という大人の顔をしていました。「どうして大学に来たの？」と私は聞きました。そうすると彼はエデュケーションフェア、このフェアというのは学生が先生となって、アメリカ全体の学校で教師として仕



事をするときに、どのような学校で仕事ができるかということを経験フェアのような形でやる、そういったワークショップなのですが、そこに来たと言うのですね。私は彼がまだ仕事を探していてそのワークショップに来たのだと思ったのです。

ところが学生は「いいえ、違います」と言いました。「いや、私は、実は学校で監督者なのです。だから私が教師を雇う立場にあって、それでワークショップに来たのです」と言ったわけです。彼がそう言ったとき、本当にプライドを持っていました。私自身もとても彼のことを誇りに思いました。彼が成功したということに、私は心からうれしかったのです。そういった意味では、私はこの若い学生が、ほかの人たちと同格に、つまり同等の立場で大学で勉強することができて、そして今やそういった教師を雇う立場になったということに、本当に一部だけでも手を貸せたということが、非常にうれしく思えました。

アメリカにおいては、もちろん幾つかのこういった学生支援のサービスがあるのですが、法律的な枠組みでこれは支えられています。最初の法律は 1973 年に施行されたもので、セクション 504 と呼ばれるものです。これはリハビリテーション法と呼ばれるもので、非常に単純なものです。センテンスは一つか二つしかありません。「もしあなたが連邦予算を受けるような団体であったならば、その場合には、障害があるからといってサービスを提供する相手を差別してはいけない」という意味を持つタイプの法律でした。

そのあと 5 年間、まったく新しい法律は施行されませんでした。そこで、1978 年に障害者の活動家は、つまりアメリカ政府が、より社会に参加するために法律をなかなか書かない、特に高等教育に関して参加するという点に関してはなかなか法律が書かれないということで、アメリカのいくつかの政府官公庁に対して、働きかけを行いました。特にサンフランシスコの団体が働きかけて、その当時はカーター大統領だったわけですが、このカーター大統領に働きかけて、そして障害のあるアメリカ人法（ADA）に関しての原案を書くようにという働きかけをしたわけです。

そして 1978 年になってディスアビリティ・サービス・プログラムというものが、アメリカ全土で提供されるようになりました。それまでは、ほとんどそんなサービスはありませんでした。例えば、アメリカのカリフォルニア大学バークレー校においては、脊椎損傷の学生たちに対してのサービスを提供していました。そして、アメリカにおいても、独立してそういった人たちの生活ができるようにしていました。それから南イリノイ大学では障害のある復員兵のためのサービスを提供していました。ただ 1978 年になってこの法律が通過いたしまして、支援部ができるようになりました。

その後レーガンに大統領のときに、彼は政府をもっと小さな政府にしなければならないというスローガンを掲げました。そこで、障害を持つ人たちのための委員会をつくって、その委員会でこの 504 のリハビリテーション法を廃止したほうがいいのではないかという話もしました。しかし、そのときにジャスティン・ダークという人がいました。このジャスティン・ダークさんというのは、実は非常に日本に近かった人です。というのも奥様が日本人で、そしてタッパーウェアが 1960~70 年代に日本で非常に人気が出たときに、たぶんそれは日本女性の雇用を促進したのではないかと思います。そのときに彼などもそのヘッドとしてかかわっていたわけです。

さて、そのジャスティン・ダークさんが 504 というリハビリテーション法を見て、これは非常にいいアイデアではないか、これは拡大すべきなのだ、つまり公共だけではなくて、

民間にもこれは拡大すべきだと言いました。もともとこのリハビリテーション法、障害者の権利をなくしてしまおうとつくられた委員会が、実はそれを強化するというように、幸いなことに動いたわけです。

ADA が通過するには、さらに年月がかかりましたが、1990 年に通過すると、さらにこの法律は強化されました。ディスアビリティ・アクセス、障害者の人たちがいろいろなところでアクセスすることができるように、参加することができるようにというコンセプトは、90 年代にどんどんと広まってまいりました。私たちはもちろんいろいろなコンセプトが、今でもなかなかうまく実現されない状態ではありますが、前とは随分変わってきました。

それから、ソーシャル・ジャスティス・モデルという考え方があります。ソーシャル・ウェルフェア・モデル、つまり障害者にとっての社会福祉的なモデルであり社会正義的なモデルということになるわけですが、障害者というのは、そういったサービスを受け取る側であり、そしてきちんと社会の中で世話を受けられるようにするというような考え方がそれまでは中心だったわけです。そのときは、自分たちで自分の生活形態を決める、自分たちでいろいろなことを決められるという考え方が欠けていました。そこでソーシャル・ジャスティス・モデル（社会正義モデル）というものがつくられたわけです。

この社会正義モデルというのは、例えば私などは足が大きくて髪が白髪だけれども、でも目が見えないというのは、髪の毛が白いか足がでかいとか、そういうものと同等の一つの人間性の特徴であるということなのです。そこでこのソーシャル・ジャスティス・モデル（社会正義モデル）というのは、障害者にもっと権利を与えるべきだ、つまり「障害者は他の人々と同等に社会に参加する権利があると考えるべきだ」ということを推進したわけです。

差別があれば、その差別はなくすべきだということになりました。この障害者の社会的権利というものの中に出てきたのが、合理的配慮（リーズナブル・アコモデーション）あるいはリーズナブル・モディフィケーションという考え方です。多くの場合、この差別というのは、例えば「目の見えない人は嫌いだから雇用しないよ」と言うかといえ、普通はそうではないのです。普通は「目の見えない人のことはよく分からないし、ここにあるプログラムとかこの仕事を、目の見えない人がやれるようにするためにどうしたらいいか分からないから雇えない」というのが普通の言い訳になるわけです。そこで今やっている方法がある程度合理的に変えましょう。変えることによって障害者の人たちも働けるようにしましょうというのが、合理的配慮です。

多くの人が「この合理的なというのは、どういうことなんですか」と言います。実際のところ、合理的なというその「合理的」は何なのかよく分かりません。しかし、不合理ということについては分かります。私たちの教育の中で一番大切なことはどういうことかと言いますと、その教育の本質を変えないということだと思えます。つまり、その学業の本質の部分、標準の部分を変えないということ、履修の内容の本質を変えるということはないということです。

あまりにもコストや労力が大きいということになってはいけないということもあります。しかし、アメリカの高等教育機関でコストのことをうまく言明した例はありません。三番目は身体介助をしないということです。本質的な変更がないということは重要です。つまり本質的な変更があったら不合理だということになります。そしてまた、あるときに多く

の障害学生がいるために「やれることはすべてやるのだ」ということを言ってしまうがちですが、そうではないのです。それは正しいやり方ではありません。私たちは正義のために、公正のために仕事をするわけです。

つまり、障害学生というのは、欲しいものを全部手に入れられるわけではありません。もちろん期待は高いです。障害学生は、まったく同じレベルのパフォーマンスを期待するということはありません。あらゆるほかの学生と同じように、しっかりと勉強してもらわなければいけないということを期待されるわけです。アメリカにおいて、その際にそれができるようにしていくということは重要なのですが、合理的な配慮というのとは何なのかということはそのに大きくかかわってきます。

例えばいろいろな履修内容がありますけれども、その内容をどう動かしていくのか、あるいは試験をどうするのか。例えば試験がたくさんあったときに、学生が「ぼくは二つしか受けたくない」と言ったとしましょう。そうすると、先生はこう言います「四つ全部受けなさい、きちんと受けなさい。そして、その四つを受けるときに時間を延長してあげるから」ということです。それが正しいやり方の合理的な配慮ということになります。

つまり試験の数を減らすということになりますと、言ってみればこの障害学生に対して、本質的な変更、つまり履修内容の本質を変えてしまったということになるので、これは不合理。ところが、その試験は全部受けるのだけれども、その時間を延ばすということであったならば、それは良いということになるわけです。障害ゆえにひとつの情報を処理するのに時間がかかってしまうということであったならば、その分、時間を延長しましょうということになる、これは合理的な配慮ということになります。それから甚だしい困難ないしは支出を伴う場合、これも不合理ということになります。ということで、あまりにもお金がかかり過ぎる場合には不合理ということになります。

それから個人的なサービスがあります。アメリカにおいて、障害学生を支援する際には、これはまったくの真空状態の中や孤島に存在しているわけではありません。大きなインフラの中で、つまりサービスという大きなインフラの中に存在しています。例えば、医療リハビリであるとか、職業リハビリテーションであるとか、社会福祉プログラムの中に存在するわけです。メディケードとかメディケアというアメリカの制度があるのですが、その中で、障害を持つ人たちのためのさまざまなサービスがまかなわれているわけです。障害学生支援部は、その中でそして、その際に非常に狭いミッション、狭い使命を持っているわけです。

そして一番大切なことは何かと言いますと、学習環境がアクセス可能な状態に持っていくことが重要だということなのです。ですから身体介助サービスは、合理的な配慮の中に入ってきません。ほかのエージェントと一緒に協力をしていなくてはいけないこと、さまざまなものがありますけれども。我々が非常に基本的だと思っていることについて、聞くことができることを大変嬉しく思っています。

私たちはネットワークをつくらうとしているわけです。そして、その際にいろいろな現在あるようなサービスに加えて、最も良い、可能性の高いオプションというものをつくっていきたくと思っています。障害学生、あるいは障害を持たない学生、そして社会全体ののために、どんなサービスが可能かということを考えていきたくと思っています。

そこで今度は視点を転じて、モンタナ大学における障害学生支援部とは、どういうこと

をしているのかということについてお話をします。もともとモンタナ大学には 1,000 人の障害学生がいるのですけれども、そのかなりの多くの部分というのが学習障害を持つ学生ということになります。読字障害、あるいはさまざまなシンボルを読むことができない学生などが中心となっているわけです。そしてその人たちが、言ってみればこのモンタナ大学における障害学生の支援の対象となります。それからまた ADD というのがあります。注意欠陥ということで、これは ADHD ということで、皆さんもよくご存じの言葉とは思いますが。学習障害と ADD が併発することはよくあり、1000 人の学生の半数以上になります。

三番目に精神疾患を病んでいる学生というのもあり、アメリカでは数が増えています。その中で、おそらく、一番大きな診断群はバイポーラという双極性障害の人で、かなり数が増えてきているわけです。その他の障害学生の中に従来型の障害があります。

モンタナ大学においては、だいたい 30 人ぐらいの学生が車いすを使用しています。そして 6 人か 7 人程度、ろうの学生がいます。それから 15 人ぐらいが難聴者です。さらに心疾患であるとか、肺疾患、呼吸器疾患、頭部外傷、さまざまな健康疾患を負っている人がいます。我々がサービスを提供している人の大部分は、外から見ただけでは分からない障害です。見ただけでは彼らが本当に障害を持つのかどうかということがわからない、そして多くの人たちは非常に運動能力が高い人たちなのです。

どういう人なのかということ守秘義務がありますので申し上げられませんが、地域のアメリカンフットボール、バスケットボール、陸上選手で有名な選手の中にも、実は障害学生の支援部の支援を受けた人があるわけです。ということで、だいたいモンタナ大学における DSS（障害学生支援部）については、全体像をお分かりいただけたのではないかと思います。

アメリカにおいては、すでにいろいろな会議で発表がありましたけれども、アメリカ人というのは、かなり訴訟を起こしがちだということを言っている人がいるわけです。訴訟社会です。DAISY コンソーシアムのジョージ・カーシャー博士は、スピーチの中で「アメリカの場合には人口は世界の 5% だけでも、世界全体の弁護士の数としては 50% だ」ということを言っています。ですから、高等教育の周辺でも差別に関する訴訟も多くなっているということです。

最後になりますけれども、今度は AHEAD ということで、アメリカの高等教育と障害者協会についてお話をしたいと思います。AHEAD という名前なのですけれども、AHEAD というのは、私のような仕事をするような人たち、あるいは私のもとで働くスタッフのような人たちが入っているグループです。国際的な組織ですけれども、しかしながら、あまり国際的な活動は盛んではありません。もっともっと活動を展開していきたいと思いますが、なかなかそこまではいっていないところです。

過去に AHEAD の会議に行かれた方もあるとうかがっており、今後はもっとたくさんの方の参加を期待しています。私は次期会長を務めることになっております。2 年間にわたって次期会長としての仕事をして学んで、そのあと 2 年間任期があるということになります。私はこの前には会計を担当し、その前に長年にわたり理事をしておりました。AHEAD はお互いに学び合うということが中心の考え方になっておりますので、毎年セミナーを開いています。今年の夏はケンタッキー州で開かれることになっております。この国際会議の間には、いろいろなスピーカーが来て、いろいろな話をします。

その中でも今一番ホットなトピックとなっているのが、ふたつの戦争にアメリカは今かわっているわけですが、たくさん兵士たちが障害を持って復員してきます。そこでアメリカにおけるいろいろなサービス、特に高等教育において、こういった障害を持つ人たちの扱いというのが問題となっています。と言いますのも、こういった海外での戦争に志願する人たちの多くは、大学に行きたいと思って志願してくるのですが、戻ってきたときには、これまで見たことがないような障害を持っている人たちがいるわけです。

特にイラクの場合には、爆発物によって障害を受ける人が多いのです。爆発物の近くにいなくても、その影響を受けます。例えば、頭部に損傷を受けるといったことがあるわけです。そしてまた、こういった爆発物のために、目が見えなくなったり、難聴になったり、それから四肢がなくなったり、障害があつたりということになるわけですが、一番しばしば見られるのは PTSD です。これは精神的な問題になりますが、こういった海外での戦争にかかわったために、心理的に非常に大きな損傷を受けてしまう。そういった人たちが高等教育、つまり大学などに来て勉強をするわけです。こういった復員兵に対して、どうやってサービスをしたらいいのかというのが、今のホットトピックのひとつです。

これまで「障害を持った学生たちにサービスを提供するのはちょっと…」と思っていた人たちが、こういった復員兵に対しては、実はもろ手をあげて支援する。これは愛国心の表れであるといった態度の変化というのもあります。AHEAD ではシンポジウムもしますし、全米各地でトレーニングセッションも行っています。専門的になっています。それからウェブサイトもあります。ウェブサイトは [ahead.org](http://ahead.org) でシンプルですから、行ってみてください。そこに行ってくださいと、AHEAD の活動内容があります。それからもう一つ、AHEAD の活動の例を挙げましょう。最近ですが「私たちのような仕事を持っている人たちに正式に資格を与えよう」という話が出ています。高等教育での障害サービスをやる人たちに、資格を与えるべきではないかという話が出ていますが、しかし最終的にはしないことにしました。というのは、アメリカでは職業リハビリテーションカウンセラーの資格制度がうまくいかなかったのです。そこでもうそれを繰り返す必要はないということで、私たちは調査を行っています。この障害サービスプログラムが、全米でどのように行われているかということに関してのアンケート調査です。いろいろな大学とか短大があるわけですが、そこで調査を行いました。このような活動をしています。

さて、アメリカ以外のところで、AHEAD は何をやっているかと言いますと、あまり多くのことはやっていません。メンバーシップでやっていますので、どうしてもアメリカ中心になります。そしてアメリカの法律が中心になっていくわけです。しかしアメリカは、ほんの世界の一つの国でしかありません。ですから、AHEAD は、より強力な国際的なパートナーシップを組みたいと思っています。私はラッキーなことに、私のオフィスの一人のスタッフ、ミカ・ワタナベ・テイラーさんという人が、もともと日本人です。彼女と一緒に仕事をしている人は、今日来ていらっしゃる方たちや、ほかの関係者の人にもいて、日本との関係を強化してくださっています。こうやって日本との間でネットワーキングやコラボレーションができていくというのは、非常にうれしいことです。

ということで、この辺で私の話を終えようと思います。あとで質問を受ける機会があると思いますので、そこでまたお話をさせてください。ドウモ、アリガトウ。

# 大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の修学支援に関する 平成 19 年度実態調査報告

谷川 敦

独立行政法人 日本学生支援機構 学生生活部特別支援課長

皆さまこんにちは。ただいまご紹介にあずかりました、日本学生支援機構で特別支援課長を拝命しております谷川でございます。本日は本セミナーにお声掛けいただきまして、私どもの取り組みについてご報告させていただく機会をいただきましたこと、大変うれしく思っております。また、このような連携ができたことも大変うれしく思っておりますが、一方で非常に重圧もあるところでございます。と申しますのも、私は先日ノーベル賞を受賞されました益川教授と一緒に「I cannot speak English」なものですから、このような場にはちょっとふさわしくないなという意味で重圧がございます。益川先生と根本的に違うのは、私は勉強したにもかかわらず英語ができないというものですから、余計に本当に重圧を感じているところでございますが、15 分間、こちらのご報告をさせていただきたいと思っております。

それでは早速、私どもの 19 年度の実態調査について報告させていただきたいと思っております。まず、私ども独立行政法人日本学生支援機構は、上にあります日本育英会等の 5 つの団体が統合して、平成 16 年に発足いたしました。このとき、どこの部署でも担っていなかった新しい学生支援の仕事としまして、障害のある学生に対する支援を行う特別支援課が発足しました。以降、5 年目を迎えておりますけれども、地道に取り組みを進めてきたところでございます。

日本学生支援機構は、やはり最近問題になっております、奨学金という事業が非常に大きなウエートを占めておりますけれども、そのほかに留学生事業と学生生活事業を進めておるところでございます。中身の平成 19 年度の実態調査でございますが、この実態調査の対象としている学校種別は赤で書いてありますとおり、大学、短期大学、高等専門学校を対象としてございます。大学院、大学院大学、専攻科を含んでおります。通信教育課程も含んだ内容になってございます。

障害学生はどのように定義しているかと申しますと、身体障害者手帳等を有している者、それから健康診断、学生相談といったようなところで、障害があることが明らかとなった学生、こういう方々を障害学生ということでカウントしていただくことになってございます。ただし発達障害と病弱虚弱につきましては、医師の診断書があるものということで限定をさせていただいております。

この回収状況でございますが、大学、短期大学、高等専門学校、合計 1,230 校すべての学校からご回答いただきまして、100%の回収率になってございます。ウソっぽいなあと思われるかもしれませんが、実はだいたい 100 校くらいは回答が来ないので、私のほうから直接、担当課長様にご連絡をいたしまして「ぜひともご協力をお願いします」ということで、ご協力いただいた結果が 100%となっているところでございます。現在、平成 20 年度の調査も行っているところでございまして、残り 63 校ほどに今ご協力をお願いしているところでございます。

障害の手帳を有しているということを先ほど申し上げましたけれども、具体的には日本

の場合には、どういう人が身体障害者の手帳をもらえるのかということで、その等級表の規定を、参考までにこちらに資料として掲げさせていただきました。非常に細かいですので、最後のページだけご紹介したいと思います。視覚障害の6級、これが手帳がもらえる最低のところだと思います。片方の視力が0.02以下、もう片方が0.6以下、両目であれば0.2以上見える方、これが6級という内容になってございます。

それでは障害学生数です。日本の大学等と申しますけれども、大学、短大、高等専門学校に在籍している学生数は、323万5,641人でございます。このうち、障害のある学生数は5,404名でございました。比率としましては、0.17%でございます。先ほどのマークス様のお話と比べると非常に少ないという印象をお持ちにならないかと思えます。特徴としましては、日本の場合は、視覚・聴覚・肢体不自由で約75%を占めております。発達障害は3.3%ですので、ここの部分でかなり大きな違いがあるかと思えます。

学校に在籍しているところで見ますと、一人以上障害のある学生が在籍している学校数というのは左側の部分、グリーン色のところから左側の部分で、だいたい6割ぐらい。6割ぐらいの大学に、障害のある学生が在籍していると。0人、右側のブルーのところは、障害のある学生は在籍しておりませんというところで、4割強でございます。ただ、この4割のうちに平成18年度は、一人以上在籍していましたというところもでございます。昨年度は在籍したけれども、卒業や退学等によって今年は0人になりましたという学校が88校ございまして、0人のところのすべてが、一度も障害学生が在籍したことがないということではございません。

続きまして、障害のある学生のうち、学校に支援の申し出があつて学校が支援をしている学生数は、5,404人の障害のある学生のうち約3,000人弱が、支援を受けているという状況でございます。障害種別には、やはり視覚・聴覚あたりは障害学生の在籍人数のうち、支援を受けている率というのも非常に高くなっております。肢体不自由の場合には、人数は多いですけども、支援は必要としないという学生さんも多くいらっしゃいます。

続きまして、同じくこれを学校数で見た場合でございます。全体の1,230校のうち6割ぐらいは「支援をしている障害学生はいません」ということでございます。先ほどの710校で障害のある学生が在籍しているということをご説明申しましたけれども、そのうちの519校で支援を行っているという結果になってございます。

では、これは日本全体で見たらどうかということ、私のほうで作ってみました。日本の総人口は1億2,770万人ぐらい、このうち0歳から19歳は2,400万人ぐらいになってございます。内閣府で発行しております障害者白書、こちらは18歳未満と18歳以上ということで身体障害、それから知的障害。精神障害のほうは20歳未満、20歳以上という形で人数が出ております。黄色いところが18歳未満ということで、例えば身体障害の場合ですと、19.8万人の身体に障害のある方がいらっしゃる。これを2,400万人に対する比率で見ると0.41%になる。合計で見ますと18歳から20歳未満で、38.7万人の方がいらっしゃって、全体では1.6%の比率になるということでございます。もしかしたら、分析の仕方が間違っているかもしれませんが、出ている数字を合わせまして、このような表を作ってみました。

続いて、大学を受験する際に障害を理由として、例えば座席の配慮ですとか、別室受験をしますとか、そういった特別措置を行った学生数はどれくらいいるかというものでござい

ます。特別入試という枠がございまして、AO・推薦入試・障害者特別入試、こちらの小計が 252 人でございます。それから特別入試以外の入試、つまり一般入試が 246、合わせますと 500 名くらいの方が、特別措置を受けて入学されている障害のある学生さんでございます。

実は1年生の障害のある学生さんが 1,200 人ぐらいいらっしゃいまして、そのうちの 500 名が特別措置を受けて入学されている。残りの 700 人は、特別措置を受けずに入学されてきている方ということでございます。また、私どもが今年の調査をやっている感じているのは、入学時には特別措置を申請して入ってきているのですけれども、合格後には、例えば担当部署にはあまり知られたくないとか、そういうことで申請をしないという方も随分いらっしゃるようになっておるところです。これも日本の特徴かなという感じはしております。

では、入学後にどのような支援を大学で行っているかということ、障害種別に示したものがこの表でございまして。点訳・墨訳、それから教材のテキストデータ化、教材の拡大、ガイドヘルプ、こういったところは視覚障害では中心になっておりますし、聴覚障害でありましたらノートテイクというのが主に行われている支援ということ。ただ、これは障害の程度によりまして、どのような支援をするかということも違いますし、例えば同じ障害の程度であっても、ある大学では支援はしているけれども、ある大学では支援をしていないという実態もきっとあるのだらうと思います。あくまでもこれは、何らかの支援を行っているということで整理したものでございます。

それから、委員会等の設置状況です。障害のある学生を支援するために大学で専門的な委員会を設けて、検討しているような部署があるかどうかということについて、調査したものでございます。全体としては、129 校 (10.5%) で専門の委員会を設けて検討している。それ以外で検討しているところは 59.5%~60% ぐらいになっています。区分というのは、障害のある学生が在籍している学校全体の人数で区分しておりますけれども、人数が多ければ多いほど、専門的な委員会を設置して検討しているということが分かるのではないかと思います。

それから、専門部署を設けているところは、全体で 44 校でございまして。全体の 3.6% が専門の部署、例えば障害学生就学支援室ですとかセンターを設けて、対応しているというところでございます。

支援担当者の配置状況でございますけれども、専門の支援担当者、専任の方を置いている学校は 22 校 (1.8%) です。他の業務を行いながらも専任の方はいますよというところが 138 校。4 番目にありますとおり、ほとんど 8 割以上は専門の担当者はいなくて、各部署で対応しているというのが現状でございます。

最後に卒業後の進路、これも昨年度に初めて調査させていただきました。最高学年、一般の大学であれば4年生、短大であれば2年生、3年生がございまして、そこでの最高学年の在籍者数は 1,217 人でございまして、そのうち卒業された方は 1,005 名でありました。それからAからGまでの間で、進学なり就職をされていった方というのは 700 人近くおります。それ以外の方は、一時的な職に就いた、あるいはその他ということで、分からないという方がいらっしゃいます。この比率というのは一般学生に比べるとちょっと高いのではないかと感じておるところでございます。今後また、こちらの方で調べてま



いりたいと思っております。

私からの19年度の調査の報告は、簡単でございますが以上でございます。これから障害学生支援の取り組み、私どもの課が発足して地道に取り組みを進めてまいりまして、まだまだ至らぬところがたくさんございますけれども、現場のニーズを踏まえて、障害のある学生さんが、少しでも充実した支援を受けられるように、情報提供等に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

## DO-IT Japan の活動と発達障害・高次脳機能障害のある学生に対する高等教育支援

近藤 武夫

東京大学先端科学技術研究センター 特任助教

どうも皆さんこんにちは。東京大学の近藤です、よろしくお願いします。それでは私たちの東京大学で行っております DO-IT Japan という活動について、少しご紹介させていただきたいと思います。今日はこのような発表の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

さて、この DO-IT Japan というのは、この中にも既にご関係の方々もたくさん来ていらしていただいているので、既にご存知の方もいらっしゃると思いますけれども、これは障害のある高校生のための大学体験プログラムで、もともとはアメリカのワシントン大学で行われていたプログラムになります。そのプログラムを日本でも同じように、全く同じものを持ってきたわけではなく、日本型のやり方というのを行っているのですけれども、日本版 DO-IT として東京大学の先端科学技術研究センターを中心に、たくさんの大学や官公庁の方々、それからたくさんの企業の方々のご協力をいただいて、行っているという集まりになります。

元々の DO-IT もそうなのですが、全米の障害のある高校生を対象として、その中から数名、大体アメリカは 20 名くらいを毎年選抜しているそうです。数名の選抜された学生がワシントン大学にやってきて、2 週間くらいキャンプを行っています。日本のわれわれの日本版の DO-IT、DO-IT Japan と呼びますがけれども、DO-IT Japan では毎年全国から選抜された障害のある高校生が大体 10 名前後やってきて、1 週間ほど東京大学にキャンプをして、そして大学を体験して帰っていくという流れで行っています。

その中でどういったことを行っているのかというのを簡単に紹介します。ちょっとここは募集の流れなので、今回は時間がなくて飛ばさせていただきますが、大体 4 月くらいから募集のプロセスが始まります。今年も同じように 4 月から募集を始めたいと思いますので、関心のある方はぜひウェブページ等を見ていただきたいと思います。

この 5 日間のプログラムの中で、全国各地からやってきた高校生たちはいろいろな経験を行うわけです。障害の種別は特に問うていないので、例えば肢体不自由（頸椎損傷や脊椎損傷）のある高校生であるとか、あとは視覚障害、それから聴覚障害、そして高次脳機能障害。とにかく障害の種別については全く問うていませんので、様々な高校生が集まって大学の体験をします。

大学を体験するという事で、単に授業を体験するとかそういうことだけではなくて、一番大事にしていることは、自分たちが障害による困難を持った上で大学に参加して、その中でどのような支援を求めていくのか、上手に支援を求めていくための方法、それに関する知識というのはどういうものがあるのかというのを中心にして、様々な、例えば支援機器の活用であるとか、あとは自分の障害を相手にうまく伝える方法であるとか、そういったことを学んでいます。

やはり親元から離れて1週間キャンプをしますので、ホテルに宿泊をするのですが、自立した生活を学ぶチャンスというのが、障害のある高校生はこれまで経験していない高校生たちがやはり多いですね。その中で親元から離れて、そして自立生活を学ぶという経験を持つということは、彼らにとっても大変有意義な経験になっているようです。

ここに三つ挙げていますけれども、自己開示の仕方、自分の障害はどういったものであって、どのような支援が具体的に必要であるのかということをしかりと理解するという講義。あとは企業を訪問することによって、いろいろと関係してご協力をいただいている企業の方々の所を訪問して、実際に先輩で障害のある方々が就職している事例もたくさんありますので、そういった方々のお話を伺ったりします。それから東京大学だけではなく、関係の全国のいろいろな大学の先生方、専門家の方々にも関わっていただいていますので、その専門家の方々のカウンセリングに基づいて、パソコンであるとか支援技術の使い方によって、自分の持っている困難をどう補償していったり、また別のやり方に置き換えていくのかということ学びます。

DO-IT というのは、5日間そうやって行われるわけなのですが、そこで全てが終わるわけではなくて、我々はむしろそこからスタートだという言い方をしています。というのも、その会期が終わって、それからオンラインメンタリングという形で、例えばメールリストやソーシャルネットワークサービス、我々は Windows Live というシステムを使っているんですけども、SNS といわれる遠隔地でコミュニケーションするためのシステムを使って継続的にサポートを行っています。

もう既に DO-IT はこれまで2年間やってきていますので、今年で3年目にかかろうとしています。そういった卒業生であるとか、これまでかかわってくださったスタッフの方々も、皆さんそういう形でかかわって、継続的にサポートであるとか、情報交換を行っています。

DO-IT が提供するプログラムを簡単にご説明したいと思います。大学の体験というのは、大学の講義を体験するとか、先輩でボランティアで来てくださっている学生たちと交流したり、そして実際に障害のある先輩と話をしたり。それから、保護者から離れて自立するというのはやはり、移動であるとか宿泊とか、計画をしたりとか、あとは周りの人たちにいろいろな連絡や交渉を行うといった、そういうことも含めています。そういったことも実際に自分たちだけで体験をするということを行っています。

ポイントとしては、われわれは「転ぶ先のつえは出さない」という言い方をしています。あまりこちらから積極的に介入をするというよりは、彼ら自身が自分たちで必要な支援に対して、どのように周囲にうまく説明をしたりしていくかということの支援を行っています。もちろん、必要な情報は提供しますが、

一つ DO-IT の面白いポイントというのは、障害の種別を特に制限していないということです。なので今日、後半のほうでは発達障害と高次脳機能障害ということに少しシフトしてお話をしますが、特定の障害のある高校生たちだけが集まって話をするのではなくて、やはり障害種別にこだわらずに、自分たちが抱えている困難、例えば学校で何か専門的な勉強を学ぶというときに、どんなことが困難になってくるのか。例えば読み書き、文章を読むことであるとか、メモをとること、ほかにも考えをまとめる、物事に集中をする。様々なそういった困難になるポイントが出てきますが、それは障害の種別で分けると

いうよりも、障害によって生まれた困難というところは共有できる部分というのが結構大きいのです。そういう意味で、単にこういう障害があるからだということだけではなくて、自分たちがどんな困難を持っていて、それをどのような手段で解決したり、置き換えたりしていけばいいのかということに気づくいい機会になっているようです。

機器については、少し後でお話をします。この後は、発達障害や高次脳機能障害のある高校生について少し話題をシフトしていきますが、これまで DO-IT は 2007 年度と 2008 年度、2 期行っていますので、もう既に卒業生、われわれはスカラーと呼んでいます、23 名の卒業生がいます。今年もまた 10 名程度選抜予定ですが、この中で発達障害や高次脳機能障害のある参加者は、アスペルガー症候群が 2 名、発達性のディスレクシアが 1 名、そして高次脳機能障害のある高校生が 3 名と、今は 6 名の高次脳機能障害や発達障害のある高校生がいます。

DO-IT プログラムと、この発達障害や高次脳機能障害のある高校生たちに、どのような支援のつながりがあるかという、やはり発達障害や高次脳機能障害のある高校生に対しては、移行支援としての機能が非常に大きいのではないかと考えています。やはり大学に入ることによって起こる環境の突然の変化、そういったものに気づくというときに、大学の生活のシミュレーションというのは非常に重要になってきます。移動であるとか、学習や支援の求め方といったことは、他の障害と同じように、前もって知っておくことは非常に重要です。この生活全般のイメージをつくる上で、非常に重要な役割を果たしていると思われま

す。それから、次にテクノロジーによる困難の支援ですけれども、これちょっと見にくいのですが、様々な障害の支援を提供しています。例えば、まず中心になってくるのが読み書きの困難です。高次脳機能障害の中でも、例えば注意に障害があったりとか、あとは視覚的な空間認知に障害があったり、そうした高校生の中には読み書きに大きな困難を認める高校生がいます。実際、それは目が見えないわけではないのですけれども、視覚的な認知に困難を持っているために、読み書きの支援というのが非常に重要になってきます。そういうときには、例えばパソコンの読み上げのソフトを使って、実際に文章を読み上げるとか、今読み上げている部分がいったいどこなのかということを示すソフトウェアによって示すということが、非常に重要な手段となっています。

あとは思考や記憶、短期記憶の障害で、文章を読んでいる端から、そこに書かれていることというのが記憶に残らない。非常に消えやすい記憶をもっているという高校生の場合には、例えば今ちょうどお見せしているマインドマップといわれる図、このような形で、文章の内容をただ文字の羅列だけで読み取るだけではなくて、実際に一度構造化したものを示します。その構造化したものを併記することによって、内容の理解と記憶を助けるという方法がありますが、こういう方法を使ったりもしています。他にも、記憶の支援を行うために、例えば IC レコーダーやデジタルカメラ、そういった記録を取るためのツールを利用することを勧めています。

特に発達障害のある高校生の中でも、アスペルガー症候群のような感覚の過敏を持っているタイプの学生に対しては、例えばヘッドフォンであるとか、耳栓であるとか、あとは携帯型のパーティションであるとか、そういった感覚情報を制限するためのツールというのも同時に使用しています。

そして、例えばアスペルガー症候群によって、コミュニケーションに困難があるので、フェイス・トゥ・フェイスで話をするのがなかなか難しいという高校生もいます。しかし彼ら自身は、今われわれがコミュニケーション支援として使っている SNS の中には、各自が持っているブログというものがありますので、そういうブログによって自分たちの意見の発信を行うというようなコミュニケーションを行っています。つまり、メールベースであれば非常に円滑な情報のやり取りをできているという事例があります。このような、さまざまなテクノロジーに関連した支援というのは、われわれが行っている支援の中心的なものです。

最後に、今そういった支援を提供している中でも、まだ残された困難というものが非常にたくさんあるので、そういったことを幾つかお話しておきたいと思います。特に今われわれは大学に入る前の高校生の支援というのを継続的に行っていますので、非常に支援の不足というか、不備を感じているところというのは、やはり大学入試における特別支援措置です。例えば視覚障害のある高校生が点字であったり、拡大されたものであったり、そういうもので配慮を受けられるということというのは非常にポピュラーになってきましたし、許容されるようになってきつつあります。

ところが高次脳機能障害によって起こった読み書き障害で、見ても分からない。目は見えているし、視力については特に低下は見られないけれども、それを読んで文字として認知するという部分に障害がある場合。その場合というのは、例えば拡大をしたり、点字で読むといったことはあまり支援にはならないのです。では、どういったことが必要かというところ、読み上げであるとか目で見るとはではなく、耳で聞いて理解するという方法や、今見ているところの強調といった機能を使う必要があります。なかなかそういった認知面の障害については、特別支援措置が認められるケースが、まだまだ少ないところがあります。そういった支援をできるだけ今後充実させていく必要があると思います。

それからもう一つは、高校・大学間のコミュニケーションです。大学の中では、もう既に様々な発達障害や高次脳機能障害の支援を行っているところももちろんあります。けれども、なかなかその情報というのは高校にまで伝わっていないところがあるので、高校側でそれをどうやって、高校の段階から既にやっておけばいいのかという議論というのは、まだなかなか出てきていません。

それは、大学入試という大きな壁が立ちほだかっているところもあるので、高校での学習状況の確立ということと、大学入試での特別支援措置、それから大学に入ってから、もう既に行われている様々な支援との連携といったような、高等教育において一貫した連携システムというものを構築する必要があるであろうと。さらに、こうした二者に加えて、今度は大学からの出口、就労支援についても、やはり充実が必要ですが、まだまだそういった連携は行われていないところがあります。

それと、先ほどの大学入試に少し関わることですけれども、学習の困難に関しては、特に教材がまだまだ足りていないところがあります。例えば、先ほど昨年の教科書バリアフリー法の成立によって、教科書の情報公開、障害のある子どもたちへの利用というのは非常にこれから広がっていくこととなります。けれども、今度は高等教育での受験ということを考えると、参考書や専門書、あとは一般書など、そういった様々な付加的な情報が必要なのですが、そういったところをどうやって入手して、障害のある子どもたちに

届けるのかということは、まだまだ全く充実してなくて、草の根で活動を行っているところです。こういった、より簡単にテキスト情報が入手できるような環境をつくることが重要だと思います。

先ほどと重複になりますが、そういった学習環境を含めて、読み上げであるとか、代読であるとか、そういったできるだけ多様な試験や、学習環境における配慮というのが認められる必要があると思いますが、まだなかなかそういったところが充実していないので、われわれを含めた今後の課題であると思っています。

というところで、もうそろそろ時間になりましたので、以上とさせていただきます。ありがとうございます。

## 高機能自閉症者Kの大学・大学院進学と就学の支援について

高橋 和子

金沢大学子どものこころの発達研究センター 特任助教

ご紹介ありがとうございました。高橋和子と申します。金沢大学子どものこころの発達研究センターより参りました。現在アルクラブ（大阪アスペの会）の統括ディレクターもいたしております。このたびはこのような発表の機会をいただき、ありがとうございます。

本日は、演者の息子高機能自閉症者Kの大学・大学院進学と就学の支援について中心にお話いたします。息子は、現在、22歳で大学4回生、京都大学工学部工業化学科に在学中です。高機能自閉症者の就学や進学のことなどについては、アルクラブのメンバーに対する調査等も含めて、ここで発表したいと思います。

まず、本日のテーマは、大学へ進学する高等教育のためにという内容になっています。高機能自閉症者の大学入学・大学卒業後の生活には、困難な問題があります。大学入学以前に、大学へ行くのが果たしてよいのかということです。大学に行ったことによって、就労ができなくなるという実態があり、そのために大学で勉学のできるレベルにある人たちが、大学進学をためらわなければならないという事情があるということをお知りいただきたいと思います。

その理由の一つとしては、法的・制度的問題が挙げられると思います。一番には、発達障害、特に高機能自閉症スペクトラム障害者は診断を受けていても、障害者と認められないことです。すなわち療育手帳の受給対象者外とみなされることによります。知的障害がないために、日本では、高機能自閉症スペクトラム障害児には療育手帳が交付されないケースがほとんどです。場合によっては、精神障害者手帳を交付されることもありますが、この手帳では疾病が寛解することが前提になっていて、短期期間の保証しか得られない。高機能自閉症と精神障害という障害に対する支援ニーズの違いがあるということや、精神障害者手帳を持っていたために、雇用主の受入体制が障害特性に依拠していない場合や、受け入れ拒否により、就労に至らないことも多々あります。もしくは受入体制が発達障害と分かる方がメリットがあるにもかかわらず、精神障害者手帳では発達障害であることが雇用主に分からないというデメリットがあります。このような問題があるために、なかなか支援が受けられない現状があります。

二つ目に、医療や本人の問題として、高機能自閉症スペクトラム障害の診断を受けることが遅れるということが挙げられます。青年期から成人期になって障害の存在が発覚し、本人に障害をもつという自覚がない場合が多くみられます。そのため、等身大の自己像がもてず、プライドが高く支援を拒否するというケースも多々あります。親が子どもの障害を受容できない場合もあります。親子ともども障害の受容をできないといったこと、そこから困難な二次障害を併発していることが多く、高校や大学在学中に、既に社会不適應の状態になってしまっているということが多く見受けられます。

理由の三つ目は、大学側の問題として、大学に就労のための移行支援、キャリア支援の発想がないことが挙げられます。手帳をもたない発達障害者のために、就労を念頭に置い

た支援がないということです。それは一つには、大学の教職員が高機能自閉症スペクトラム障害の存在を知らないこと、また、そのことを説明して入学しても、担当教官が理解できないといったこと、高機能自閉症スペクトラム障害のある学生を社会に送り出すために、どのような支援が必要か理解できないといったような問題があると思います。そのため、日本の大学では、高機能自閉症スペクトラム障害者のための移行支援やキャリア支援を行っているところは、ほぼ皆無といえるかと思います。

次に、本人の問題について述べたいと思います。大学進学のために、高機能自閉症スペクトラム障害者本人に求められる必要な条件としては、一つ目は、大学生活で、ある程度一人で生活できるコミュニケーションとソーシャルスキルの能力が前提になるということです。二つ目は、本人の興味と障害特性に応じた専攻・学部を選択すること。三つ目は、将来の就労を見越した進路選択。研究・学習のスタイルが本人に適しているかどうか、高機能自閉症スペクトラム障害者のよき理解者がいる部門に進むことが望まれると思います。

ここにお示した図は、演者が息子に家庭で行ったソーシャルスキル支援を示したものです。0歳から18歳までに、地域社会で生活がほぼうまくできることをめざした支援です。図の中央横へ連なる赤字で示したものは移動手段です。その下は物やお金の管理、そして最下段は家事や労働に関する支援、上段は余暇スキル支援です。このような支援をして、18歳くらいまでには、一人である程度生活ができるくらいの能力を身につけることを目指しました。実はこういった支援が、日本の小学校・中学校・高等学校でもなされていればよいのですが、現実にこのような支援は受けられずに大学へ進学することとなり、学生生活に困難をきたすこととなります。

ここからは、息子Kのケースについてお話をしたいと思います。息子の場合は、受験には問題がなかったのですが、健常者と同一条件で入試を受けました。一浪の後、後期日程の試験で合格しました。息子は後期試験に合格したので、合格二日後に入学手続きをしなければならなくなりました。私は、あらかじめ他の障害の方について、どのようなシステムを踏めば、就学してからうまく支援を受けられるのかについて、各大学や京都大学の肢体不自由・聴覚障害・視覚障害の支援システムを調べておき、それにのっとり手続きをしようと思いを立てていました。

息子の場合、事務手続きの責任者に障害を有することを報告し、その時点で、どのような手順で援助の相談をするかという方法を尋ねました。合格から入学手続きまで二日間しかなかったのですが、その間に、学会などで面識のあった京都大学医学部の児童精神科医の岡田俊先生に、学内の相談機関などのリソースの状況や、そこへどのような順番で働きかけるのが有効かといったことを尋ね、作戦を立てて頂きました。

さらに「教師のための高橋K・理解支援マニュアル」大学バージョンを演者が作って持っていきました。本来であるならば診断書を持っていく方が適切だったのですが、後期試験に合格しないものと本人が思っていたもので、診断書が間に合わず、演者の書いた論文を持参し、障害があるということが認められ、支援の手続きを行うことになりました。

最初に出向いたのは、全学事務教務係です。工学部事務への申し出と支援の話し合いをしました。ここから作戦に基づいて働きかけた順番が、高等教育研究機関開発推進機構です。京都大学の場合、この機構は旧教養課程の学生支援に関わる部門です。その後学生相談室へ向かいました。ここは、どちらかというと一般的な心理カウンセリングではなくて、



発達心理学に精通しているカウンセラーが待機している部屋です。

その際に大学へ要望したことは、息子の場合、①対人関係の問題です。息子は、威圧的な態度を取る、もしくは怒鳴る人を嫌うので、担任を配慮してほしいこと、②社会性の問題として、問題不能に陥ったときに、困って混乱することがあるので、すぐに助けを求められる場所で、決まった人の対応があれば助かることを説明しました。また、クラブなど活動内容がよく分からない集団からの勧誘にだまされやすいということも申し上げました。

以上のような申し出に、大学はすばやく対応してくださり、語学の選択、クラスメイト、所属クラスへの配慮を行うこと、加えて従来の肢体・聴覚・視覚障害の援助システムに応じて、発達障害高橋Kの援助チームを作成するとの説明があり、3月31日に支援チームに親が参加し、支援についての会議を行いました。

サポートチームのメンバーは、工学部工業化学科の教授と準教授が3組6人、それと工学部事務の方も3名くらい、京都大学高等教育研究開発推進機構の方が約3名、学生カウンセリングスタッフが1名、およそ10名以上の方で構成され、必要に応じて他に教育学部や医学部などのスタッフの応援も得られるとの説明を受けました。会議では、Kの理解と支援のための説明を、私がマニュアルに基づいて行いました。希望する具体的な援助は、問題困難でパニックに陥ったときにキャッチしてもらい場所とか人を確保してほしいこと、それからクラブの勧誘・騙されることからの保護についてでした。

逆に教官からの質問としては、レポート等の質問のために、しつこく教官につきまとうことはないかという質問が出ました。私からは、これまでそのような問題はないということの説明をしました。加えてカウンセラーから、息子が教官に質問する際のルールを明確にするようにとの提案がありました。すなわち、オフィスアワーなどで時間・場所を本人に明示して関わるようにとのことでした。

サポートチーム全体からの提案としては、キーパーソンを置くこと。キーパーソンは高等教育研究開発機構の副機構長（事務職）で、9時～5時で必ず同じ場所にいるということ。そこへ行けば問題解決を図ることが説明されました。副機構長は、息子だけではなく、留学生やその他問題を抱えている学生の対応にも応じているのですが、この4月から大学院へ息子が進学した後も息子のキーパーソンとして支援に当たってくださいます。パニックや困った時には、必ずキーパーソンに相談するというシステムがとられています。必要に応じて他の部署、人の援助が得られ、キーパーソンが支援のオーガナイズをしてくれるということです。

入学時の会議では、差し当たりKの苦手な場面と考えられるスケジュールなどを先に提示し、対処法の提案もなされました。例えば身体検査の時には、クラブ勧誘のためにサークル関係者が大勢集まっているから、検査の場所からどのように出てそれを避けたらよいかということなども教えてくださいました。サポートチームからの支援としては、親もシラバスを受け取り、事前にKの単位履修の相談に乗れるようにとの配慮をいただいたことや、オリエンテーションに親も同席するようにとのお勧めもいただきました。

入学後の具体的支援としては、工業化学科の担任が息子の出身高等学校にも出向き、高等学校でどのような支援が有効であったのか等についての聴取をしてくださいました。また、大学内での支援に関しては、カウンセラーが、息子の受けている援助が妥当かどうか定期的にKにフィードバックを行い、支援が適切かどうかの確認がありました。息子がレ

ポートなどを作成・提出できているかについてもチェックしてくださいました。さらに、クラスのホームページや掲示板を開設、学科・学部の教官個々による問題解決などが具体的な支援として行われました。

支援例のクラスのホームページをスライドに挙げました。息子は1回生の時試験対策委員になり、クラスメートに試験情報を提供する担当となりました。息子には不向きな役割でしたが、掲示板には「試験情報がうまく提供されていない。誰か情報を提供しろ」というものがありました。ホームページのグリーンの手ドルネーム「試験対策委員」というのは息子です。他のクラスメンバーについてはハンドルネームを伏せ、A、B、Cで表しました。

ここにあるように、「誰か試験のサイト教えてくれ」とAが発言しています。息子は2番目に「吉田キャンパスまるまるで試験の予想問題を 1,000 円で販売します」返答しています。後で聞いたのですが、他の学生もこのようなことをやっているということを私は知らなかったもので、その時は私も掲示板を見ていて「えっ、予想問題を売るの？」と息子に尋ねました。やはり同様に考えたクラスメイトがいたようで、掲示板では3番目のBが「シケタイやったらただにするか、せめてもっと安くしろよ」書き込んだのです。

するとCが「試験対策委員さんを敵に回すような真似していいんですか」と息子をかばって来て「まるまるだったらこんなところに載っていましたが、まさか売って言っているのはこれじゃないですよ」というように逆に質問してくれています。息子はCが言ったとおりの「コピーの値段だけの 250 円に値下げをします」と新たに返事をしました。他にも調べて「まるまるが4年分がありました」というように書き込みました。結局、息子も自分なりの発言を掲示板でし、テキストやノートとか資料の持ち込みが許可されている分については、試験対策委員は取り扱わなくてもよいのではないかというやり取りをしています。

この後、7番のBは「シケタイさんは過去問を売るだけ？」と反論しています。結局、それに対しても息子が意見を書き、「過去問売るだけって話は出ていますが、もし答えを記入してその答えが間違っていたら具合が悪いので、かえって答えは記入しない方がよいと思います。一体シケタイってどんなやり方をするのが一番いいと思いますか」とみんなに問うたわけです。すると、Cが「例えばシケタイさんというのは、試験問題の過去問を集めて管理するというのはどうですか。それをシケタイに聞けば過去問についてほとんどのことが分かるというふうにしたらどうですか」と提案し、息子は「ありがとうございます」と答えて問題解決がなされています。

余談ですが、このサイトを見ていると、12番Dが「で、しけたいって誰？」と、息子と同様かそれ以上にクラスで生じているやりとりをうまく把握できていません。このような学生が掲示板に何人か登場するのです。「ハンドルネームで名前を書かれると、誰が誰か分からないので実名で書き込みをして欲しい」などの発言も挙げられていました。ですから障害のあるなしにかかわらず同様に困っている人たちにとっても、ホームページの掲示板は助かるツールだと思います。

2回生から3回生で有効だった支援としては、Kの問題として、レポート作成の問題がありました。息子は、正確かつ詳細な考察を加えたレポートは書けたのですが、必要以上検証が多すぎレポートのボリュームが多いこと、したがってレポートを仕上げるスピード

が遅くなることが挙げられました。これにはもう一つ大きな理由が加わりました。京都大学では、レポート作成の際に論文ねつ造禁止を学ぶために、ボールペンでの記載が原則とされ、ワープロ、修正液の使用禁止という息子にとっては過酷な条件になり、レポートを書くことが大変な負担になりました。

そもそも本人は心行くまで完ぺきなレポートに仕上げたいという希望もあるのですが、このような条件の下、それではなかなかレポートが完成できません。指導教官がボールペンで記述するために、書き直しの時間がとられることへのアドバイスとして、実際具体的に「段落ごとにスペースをあけて、書き直しは空いたスペースに書けば時間が短縮できる」というアドバイスをくださいました。ボリュームが多すぎる部分は、内容がどうなっているのかと検証していただき、「不必要な検証が多いから、必要かつ最低限度の証明でよい。不要な記述を捨てる練習をしましょう」というような指導もしていただけました。

さらに、レポート提出に関する問題解決として、レポートの提出期限の交渉を本人にさせました。納得いくまでレポートを完成したい本人に対し、提出期間は厳然と存在するわけです。この問題に関する解決策としては、レポートを提出する各教官それぞれに対して本人が交渉し、提出期限時までできていくところまでで評価してもらい、仕上げまでして提出をする、提出期限を両者で決める。もしくは無期限等、教官によっていろんなパターンがありましたが、交渉による以上のような様々な解決策で乗り切りました。

実験に際する支援については、息子には聴覚過敏があり、特に女子学生が私語をすると授業をしている教官の声が聞こえなくなるのです。最初は女子学生のいない実験グループ・クラスにしてもらいましたが、私語の無い少数の女子学生のクラスから慣らし、徐々に女子学生がいても大丈夫というようになっていきます。

4回生になってから必要な支援としては、所属教室の選択が大きな課題でした。工業化学科の学生は1学年 240 人です。全部で 60 の教室があるのですが、息子の専攻科からは 40 教室が選択対象になります。教室選択の際に、研究スタイルがKに適切かどうかのアドバイスがいただけたらよかったですと思いました。

私が考えたのですが、研究のスタイルには三つのタイプがあると思います。1番目は、ばくち型と私が勝手に名前をつけたのですが、多量の試行の中から有効なデータを見いだすタイプで、スピードが必要です。かつ多量の試行の中で成果に繋がるデータは数少ない。このようなタイプの研究は自閉症の人にはあまり向かない研究スタイルではないかと思われる。並行作業型というのも向かないと思われる。2番目の目標に向かって積み上げ型のピラミッド型か、もしくは3番目の長期にわたる計測を基に研究する巻紙文書型の研究があります。これは、いかにも巻紙に記録をしていき、ある程度巻紙が蓄積された段階で、一気に何かが解明されるというようなタイプの研究です。2、3番目のタイプは自閉症の方に向いていると思います。研究スタイルが合わないとき非常にストレスがかり、1番目のタイプの研究室を選択した息子は今うつを発症しましたが、それも適切な支援はしていただいています。

また、教室を選択する際には、教官との相性も大切な条件になります。優れた教官や、気配りのできる教官と相性が合うとは限りません。相性が合う教官とは、高機能自閉症スペクトラム障害をもつ学生に魅力を感じ、理解できる資質をもつ方です。具体的には、学生とコミュニケーションがとれることと、他者に対し柔軟な価値観をもち、学生指導に配

慮のある教官です。研究優先型の教官は合わないこともあります。学生の進路についても、ある程度考えられる教官がいいと思います。高機能自閉症スペクトラム障害をもつ学生には、進路、就労の支援を考慮する必要があるとあって、就労までに様々な準備が必要です。ですから、学生時代から就労先のスキルとかマナーとかを取り入れた指導をしていただければ助かります。

終わりに、大学等の高等機関で発達障害者の支援を求める場合、まずは当事者から大学への働きかけが重要で、まず、他の障害者の既存支援システムをよく調べ、利用できるシステム、アイデアを見いだすことにより支援への可能性が広がります。大学での支援システムを構築する場合には、発達や発達障害に理解のある専門家（医療関係者・心理・教育分野）等に当事者が働きかけ、共に大学に働きかけるのが有効です。

大学によって事務的な手続きに違いがあるので、それぞれの大学の従来の手続き方法にのっとりながら、必要な援助ニーズを訴える必要があると思います。最初に大学に引き継いだ内容が、メンバーが入れ替わるときに引き継がれているかを確認することが大切になります。特に教官に対してです。教官は個人によって問題意識の差が大きいのので、もちろん全員の理解は無理だとしても、主な方に理解がされているかというところが鍵になります。教室や所属ゼミの選択支援で重要になるのは、当事者が志望する研究内容より指導教官の方が鍵を握っているというのが私の実感です。卒後の進路開拓への理解と支援をしてくださる方がいいかと思います。以上です。

## 重度障害者の学習支援に不可欠な生活支援

寺島 彰

浦和大学総合福祉学部 学部長、教授

どうもご紹介ありがとうございました。寺島と申します。よろしくお願ひいたします。

最初のお話の中でもありましたけれども、最近、障害のある学生に対する支援を行っている大学が増えてきていて、非常に好ましいと思っておりますが、まだ、問題もたくさん残っているというように思います。

私どもの大学には、最近、重度の肢体不自由の方の入学が続いているのですが、どうしてかと申しますと、トイレ介助をしているからなのです。入学された方にお聞きしますと、関東近辺の大学でトイレ介助をやっている大学は、私どもの大学だけということです。大学を訪問して「障害があります」と言う「どうぞ来てください。私どもの大学では、学業に対しては障害があっても支援いたします」ということで、受け入れていただけるらしいのですが、ただトイレなどに関しては「自分の責任でやってください」というようなことを言われる。

そうすると、そのトイレをどうするのかということが問題になります。例えば、ホームヘルパーを雇ったり、あるいは、お母さんが毎日昼休みにトイレの介助に行くとか、そんなことをしなければならなくて、現実にもそういう大学に入学するのは無理である。トイレの介助をやってくれる大学はないかと調べたら、結局、浦和大学しかなかったということで入学していただけるのです。

私どもの大学は福祉の大学で、短期大学部に介護福祉科がありまして、その学生や大学の福祉学科の学生にお願いして、1回 330 円でやっていただいています。これは、他の大学で実施されていますようなノートテイクとか対面朗読などと、同じレベルで実施しております。

どんな配慮をしているかという事例をもう少し紹介させていただきます。私どもの大学は、福祉の大学でありますので、障害を理由に入学を断らないという方針で学生を受け入れています。私が学部長ですので、そういうことを掲げているのですが、学部長は今年で終わりなので、その後どうなるかわかりませんが、今のところそういう方針で行っております。

私の事例を紹介させていただきますと、視覚障害の方に対しては、視覚を補う配慮をした授業をしております。例えば、レポートを出すときには、視覚障害のある学生のために、資料は、すべて MS Word にして、それを事前にメールで本人に送るように本人以外の学生には要求しております。また、私も教材を全部テキストファイルにしております。例えば、ゼミでは社会福祉学などのジャーナルを毎回読んでいるのですが、毎週土曜日はその翻訳にあてております。翻訳といいますのは、要するに、紙に書いてある文字を Word に直すという作業のことで、結構時間がかかります。スキャナで読み取って、OCR で変換をして、修正して完成するのですが、図とか表がたくさんありますと大変です。「あんまり大きな表を作ってくれるなよ」という思いを持ちながらも「これは情報保障だからしょうがあるまい」と納得して、表を作ったりしております。誰かやってくれないかと思

いつつ、そういう作業をしています。

また、試験では、一般的に大学で配慮されているような時間延長でありますとか、パソコン使用を認める、あるいは、USB メモリなどで試験問題を渡して 1.5 倍の時間で試験を実施する、そんなことをやっております。

聴覚障害の方には、授業の配慮としましては、例えば、私は手話とか指文字が少しできますので、それらを少し使いながら、また、パソコンを打って、自分でノートテイクをしながら授業をやっています。聴覚障害の学生がいる場合には、自分で自分の話す内容をパチパチと打つのです。それをスクリーンに出して、授業をやっています。これはすべての教授がやっているわけではなくて、私だけのことです。ただし、この方法は、本人にはあまり人気がありません。あるいは、ビデオ教材の字幕化やノートテイクを行っています。ノートテイクは、他の大学と同じように学生を組織化して、1 時間 2,400 円くらいバイト料を払って、学生にやっていただいています。

肢体不自由に関しましては、授業の工夫として、例えば重度障害の場合、視力が十分に出ないことがありますので、教室の前の方で授業を受けられるようにするとか、あるいは試験を 1.5 倍の時間にしたり、パソコンの使用を認めるというようなことをやっています。障害のある学生にはパソコンを貸し出しています。それから、先ほど申し上げました、トイレ介助も必要に応じてやっております。

しかし、ここまで来るのは結構大変でした。最初に視覚障害の方を受け入れたのですが、最初はいろいろところで受け入れてもらえませんでした。例えば、コンピューター関係の教職員からは、「目が見えない人にパソコンの使用は無理だ」とか、あるいは、スクリーンリーダーという画面を読み上げるソフトがあるのですけれども、それをインストールしたパソコンを学内 LAN に接続すると LAN が不安定になるとか、いろいろ言われました。

私はもともと、リハビリテーションセンターで働いていたのですが、同僚にも別のリハビリテーションセンターで働いていた教員がいて、二人は障害のある学生が大学教育を受けられるのは当たり前だと思っているわけです。二人で協力し、励まし合いながら、非協力的な人たちに対して、「先生、こんなスクリーンリーダーというものがあるので見ていただいけませんか」とか、あるいは、「こんなこともできるんですよ」とか、そういうデモンストレーションをやりながら、教員を説得したのを思い出します。

もう一人の同僚の教員おかげで、障害学生支援委員会、障害学生に対する支援の組織もでき、さらに、研修体制も整い、少ない額ではありますがバイト料を支払える、そういう制度ができたわけです。

こういう経験の中から私が考えましたのは、障害学生支援に最も必要なこととは何なのだろうかということです。その一つは、人権哲学の実践的理解ということではないかと考えています。すなわち、障害学生を支援するということは、教職員の義務であるということを理解しているのは当然で、さらに、実際に適切な行動ができればならないということです。

例えば、日本国憲法の中に「第 25 条にすべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という条文があります。福祉の従事者は、この条文を全員が知っています。社会福祉士の国家試験などにもよく出題されます。こういう原則を実践できるように行動様式を訓練されています。一方、第 26 条を見ても「すべて国民は、法律の定

めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する」と書いてあります。教育関係者がみんなこれを知っているか、この原則を実践できるように教育を受けているのかというと、そうでもないのではないかと、こういう経験の中で感じた次第であります。

障害者の権利に関する条約というものが、昨年5月に発効しました。障害者権利条約と呼んでおりますけれども、第24条教育の5には、「障害者は他のものと平等に高等教育の機会を与えられることを確保する」ということが書かれています。要するに、教育分野においては、人権哲学や人権思想が十分理解がなされていないのではないかとこのことを痛切に感じるわけです。

障害者福祉、あるいはリハビリテーション関係の職員であったわれわれは、障害学生が高等教育を希望した場合に、障害があるが故にそれを否定するということはやってはいけないことだと、思っています。先ほどお話にありました合理的配慮という原則に基づき受け入れるべきであると考えているわけですが、教育関係ではそうはなっていないなと感じた次第です。

さらに、福祉の分野でもそうでもないということが最近分かりました。例えば福祉の大学の場合、重度の障害学生を受け入れますと、実習が大変です。外部の福祉施設等に実習を受け入れていただかないといけないのです。私も、以前、福祉の従事者として働いて、実習担当していたので、障害があっても実習施設で快く受け入れていただけるものだと思っていたのですが、実際お願いしてみると、結構大変だというのが分かりました。福祉の従事者が全て人権哲学の実践的理解をしているというわけではなく、障害者福祉の領域の職員、あるいはリハビリテーション関係以外の福祉関係の理解はそれほどでもないというように考えを変えるに至ったわけです。

もう一つ、障害学生支援には、福祉あるいはリハビリテーションの実用的知識が必要だろうと思います。障害とはどんなものであるか、どういう支援方法があるのか、手話や指文字などできたほうがいいに決まっています。そういったものについての知識も必要になるのではないかと考えた次第です。

最後に、福祉・リハビリテーションと教育の連携が重要であると思います。例えば、福祉やリハビリテーションの従事者による講習会を大学で実施するというだけではなく、専属のアドバイザーとして来ていただくとか、共同研究をするというような組織的な対応をするという有機的な連携をすることが必要なのではないかと考えます。

私どもの次のステップとしましては、より重度の肢体不自由者をどんなふうに取り入れるのか。例えば、お座敷トイレにしまえば介助がいらないかもしれないと思ったりするのです。あるいは、発達障害、高次脳機能障害の方などをどのように受け入れていくのか。例えば、高次脳機能障害の方であれば、リハビリテーションプロセスの中に、高等教育をどんなふうに取り入れていくのかと、そういうことも考えていいのではないかと考えております。今後、福祉、リハビリテーション、障害者福祉、そういうものと教育のさらなる連携が必要になっているのではないかと考えているところです。以上です。

## 脊髄損傷学生の就学復学から就労への道

大濱 眞

NPO法人 日本せきずい基金理事長

こんにちは。日本せきずい基金の大濱です。「脊髄損傷学生の就学復学から就労への道」ということで、今日はお話しさせていただきます。このような機会を与えていただきまして、本日はどうもありがとうございます。

あまり時間がありませんので、団体の紹介等は省かせていただきます。最初にお配りした資料と、若干違って、今回の資料は少し多いため、時間の関係で若干省いて話させていただきます。その点をご了承ください。

脊髄損傷による就学・復学の困難性ですが、若年者の受傷は交通事故やスポーツ事故が多く、重度な頸髄損傷が多い。特にこの若年の人は運動が激しいため、事故が起こったときには過度な負担がかかって、脊髄を怪我したときには、脊髄に相当な圧が加わるため、重篤な障害が多いというのが1番目の事例です。

この場合、排泄障害や褥そうなど、一生涯にわたり医学的な自己管理が必要となってきます。しかし、高等教育においては、重度障害者に対する就学支援が制度化されていない。要するに、重度障害者に対して、どれくらいのサポートをするかということが、まだきちんと制度化されていません。たとえばトイレの問題は、先ほどのお話があった大学では取り組みが行われているとのことですが、ほとんどの大学ではなかなか解決されていないのです。

特に脊損については、自己の排泄管理が非常に重要な問題となります。復学や就労にあたっては、やはり自己管理だけでは無理なので、さまざまな形で他人の介入が必要です。このような問題をどうやってフォローしていただくかということが、やはり就学・復学、就労については必要になってきます。

生活の自立に必要なヘルパーの派遣時間さえ、実質的には確保できていない。これは後ほどお話しますが、非常に重度で24時間介護が必要だという人もかなり多いのですが、やはりこれはお金の問題と制度的な制約がありまして、なかなかそこまでは支援してもらえないという現状です。

それでは具体的な事例に入らせていただきます。

まず事例の1、これはAさん、頸髄損傷の人間が弁護士になったという事例です。彼は障害があっても活動可能な弁護士を目指し、大学に復学して、さらに3年制の法科大学院（ロースクール）を卒業。その後司法試験に合格し、今年の1月から弁護士として活躍中です。

彼は大学の4年生のときに柔道部で頸髄を損傷しました。彼の損傷部位はCの5番で、私はCの4番ですから、私より若干程度がいいという状態です。電動車いすを使用し、指も麻痺があるために補助具でデバイスを使って筆記をしています。たとえば司法試験のときは、通常の1.3倍の時間をもらったと聞いております。

彼がけがをしてすぐのころから、私はさまざまな相談に乗っていました。たとえば、受傷直後から復学するまでの間では、リハビリをどうするかということが大きなテーマでし



た。彼は、実は国リハのお世話になって、その後アメリカでリハビリを受け、それから日本に戻って大学に復帰しています。

また、進学の際には、もともと大学の近くから法科大学院の近くに転居して一人暮らしを始めました。ただ、彼は24時間のヘルパー支援が必要ですから、自宅で入浴や排泄などの身体介護を受けるだけではなくて、大学院にもヘルパーが同行し、排泄等の介護に備えて授業中も常にヘルパーが待機していました。

また、司法試験合格後の司法修習でも常にヘルパーに同行してもらっていたそうです。ただ、裁判所や弁護士事務所などをあちこち回って修習を受けるため、ヘルパーが入れない場所もたくさんあります。ですので、そういうところについてはヘルパーが常に外で待機し、何かあったらヘルパーを呼ぶという状況でした。

ここでの介護制度の課題について。先ほども少し話しましたが、まず通学にはヘルパーの支援を受けることができない。一般的に、現在の自立支援法では、通勤や通学でのヘルパー利用は認められていません。したがって、介護は家族ないしはボランティアの人に頼むことになります。もちろんボランティアなどを探すのは非常に大変ですが、そういう制度になっているというのが現状です。

また、制度上の問題なので複雑な話ですが、実家を離れて一人暮らしする場合、学生の身分にあるか否かが、ヘルパー制度にも影響を与えます。ロースクール在学中は学生の身分であるため、Aさんのヘルパー支援は、親元の市町村が費用を負担していました。これを居住地特例と言います。しかし、卒業すると学生ではなくなるため、いま住んでいる市町村が費用負担することになります。ですから、ロースクール卒業から司法試験を経て司法修習に至るまでの期間について、現住所の市町村の窓口でヘルパー利用の手続きを全部しなおさなくてはならない。このなかで一番大きいのは、ヘルパー利用の時間数の変更ですね。そのあたりで私もいろいろお手伝いしましたが、結構わずらわしい問題がたくさんあります。

なお、司法修習生になると、今度は最高裁の管轄の下で、国から給料をもらいながら修習に行っているわけです。そうすると、民間企業が障害者を雇ったときと同じように、修習の間の介護体制については最高裁がいろいろ関与する。このあたりについては厚生労働省と最高裁の間でいろいろ協議していただいて、スムーズにいくように取り計らっていただいたという経緯もあります。

このように、社会人になる前後で、合理性を欠いた制度になっているのが現状です。これを一貫性のある制度にまとめていかないと、いくら能力がある障害者でも、ちゃんと社会にコミットして、社会の中で暮らしていくというのは難しいと思います。

次は事例2です。これは呼吸器使用者が大学進学を目指して頑張っているというケースです。彼は21歳の男性で、高校時代に柔道で頸髄損傷。けがをした当初は、たぶんC5～6だったのですが、その後上行が見られて、C1～2になった。要するに延髄のすぐ近くの障害になって、今は完全麻痺で、横隔膜停止のため人工呼吸器を付けています。そしてバイパップを付けてコミュニケーションを取っているという状況です。彼の場合、四肢麻痺のうえに呼吸器利用なので、24時間介護が必要です。

ここに書いてありますように、福岡の脊損センターでのリハビリ中に、1度センター試験を受験した経験があります。ですが、試験時間や受験環境について、彼の障害程度にマ

ッチした配慮には至っていないということでした。具体的に言いますと、数学の計算などは、普通でしたら鉛筆で計算式を書くわけですが、彼は手で書けないのでそれもできません。彼は数学が得意なのですけれども、計算機を持ち込めないために非常に時間がかかって、回答をなかなか出せなかったという報告を聞いています。今、再度挑戦を考えて勉強中です。

彼も大学進学を視野に上京しました。この上京にも、それまでの間にさまざまな問題がありまして、朝日新聞や読売新聞にもその状況が紹介されました。彼の住んでいる地元では、一日5～6時間ぐらいしかヘルパー時間数を出してもらえないということで、これでは家族が共倒れになるという状況でした。それから、重度障害者にサービス提供してくれる事業所がないなど、さまざまな問題がありました。そのときはいわゆる介護難民などという言葉が使われましたが、それだったら、いつそ大学進学を見据えて東京に出てこようということになったわけです。最初はヘルパーと母親と本人と、3人の暮らしで始まって、現在はヘルパーと1対1で生活しています。

彼は、四肢麻痺で24時間介護が必要だが、東海地方の地元では日中6時間程度しか支給されませんでした。現在は都内で17時間、ここには24時間と書いてあります。昨年には、東京大学の先端研究の重度障害者の就学体験 DO-IT に参加することもできました。共通一次試験などの大学受験資格の取得が現在の最大の課題で、センター試験を目指して頑張っているところです。

そのほか、三肢障害のNさんについても簡単に触れます。彼は現在30歳の男性ですが、大学3年生の22歳のときバイクによる交通事故で、T7を完全損傷。中部労災病院の判定によると、ADLのレベルがC5、C6の損傷。いわゆる引き抜き骨折で左側の神経が全部事故で引き抜かれたために、左腕が全く利かず、右手だけで車いすをこいでいる。2年間の休学後復学して、その後大学院を卒業して、現在は都内の大学で助教として教えています。ヘルパーの介護を受けながら大学の近所に住んでいて、講義中の立位のためのスタンドアップの車いすを使うことが認められたということです。

このような事例が、社会参加マニュアルに載っています。今日入り口のところでこの本をお配りしていたので、もしよろしければ帰りにお持ちください。

私たち当事者には、その基本として、自己管理能力、自分の管理をどれぐらいできるかという能力が非常に求められていると思います。しかし、さらにそのうえ、自立に必要なヘルパーの派遣時間数の確保、ケアを家族依存から自立生活の方向へ、地域のネットワークに参加、または個人的に形成、ゼミ、同好会、ボランティアサークル、地域の障害者団体との連系、相互啓発と互助援助ということが非常に必要です。

まとめとしまして、就学支援の制度化ということで思いついたこととして、アドボカシーなどの制度化、施設内のアクセス、ノートテイク、コミュニケーション支援機器など、これらの整備が必要だろうと思います。

その次に、公的高等教育における教育権の保障が重要です。ガイドヘルパーの必要性、ノートテイクの必要性、コミュニケーション支援機器などの制度化。アクセスについては、バリアフリーの義務化。最低限でもこの程度のことはしないと、重度障害者はやはり大学には通えない、高等教育は受けられないという現状は変わりません。

最後にもう一つ、世界ということでお話しします。これは、私たちの団体の事務局に、

脊髄損傷で、今 28～29 の女の子がいるのですが、この子がたまたま今エドモンド・ホイスコレーという大学に行っています。これはデンマークの寄宿制のフリースクールで、学生の 3分の1 が障害者。呼吸器使用者もいて、一般の学生が障害学生を有償でケアして、国がその費用を支払うというシステムが出来上がっています。これはデンマーク独特だと思うのですが、パーソナルアシスタントの制度も使えるということです。日本の障害者向けの自立クラスもあり、今彼女はそこで勉強中で、おそらく 3月、4月ぐらいに 1 回戻ってくると思います。以上です。どうもありがとうございました。

## パネルディスカッション

進行 深津 お待たせいたしました。ここからはジム・マークスさんを加えた6名のパネリストと、約30分間ディスカッションをしたいと思います。最初にジム・マークスさんの方から、今それぞれのパネリストの発表をお聞きになって、何かご質問、ご意見、サジェスションがありましたら、お願いいたします。

ジム・マークス ありがとうございます。私は、アメリカと日本の事情が非常に似ていて、その類似性に驚きました。各パネリストの方たちのお話を聞いていましたが、皆さん方、非常に熱意を持って、より良い世界にしようという、これはただ単に障害者のためだけではなくて、社会そのものを良くしようという熱意を感じられました。

続いて、統計の話ですが、アメリカでは日本ほどきちんと統計を取っていません。この秋、アメリカ政府は新しい法律を通過させました。これは高等教育機会法というもので、この中の一部として、障害を持つ学生たちを高等教育に参加させなければならないというのが入っています。これは、実は正式に障害者を高等教育に参加させるということを入れた初めての法律ということになります。これに関しましてのデータはいろいろ出ているのですが、ただなかなか一致しないデータなども出てくるので、これから先、全米で一貫したデータが出てくればと思います。

続いて、DO-IT プロジェクトとかテクノロジーの話ですが、私自身はテクノロジーが大好きで、今、目の前にブレイルノートという点字ノートを持っています。これは目が見えない人の機器で、点字表示と音声読み上げをしてくれるものです。

テクノロジーというのは、いろいろなことをしてくれます。特に障害者にとって、つまり機能的な制限のある人間にとって、テクノロジーというのはいろいろなインパクトを与えてくれます。その障害を相殺してくれたり、全く代わりになってくれたりするわけです。本当に健常者と同等に参加することができるというのも、このテクノロジーのおかげです。

それから障害者の親御さんのお話がありましたが、2つのことがあります。第一に高等教育というのは、学生だけではなくて、家族全体にも影響を与えます。つまり障害というのは家庭の問題になるわけです。

第二に、新しく問題になってきている障害ということを考えながら、例えば、これから先何をしていくかというビジョンを作っていかなければなりません。というのも、自閉症というのが今問題がありますが、例えば自閉症の人がすごい研究をして、がんを治療することがあるかもしれないわけです。社会にとってものすごくポジティブな影響を、そういった人たちが出せるかもしれません。

それから権利の問題です。私も権利の話、それから障害のある人たちを教育に参加させる義務という話をしましたが、アメリカの場合は日本と違って、憲法の中に教育に関する条項がありません。障害のある人たちに対するサポートということでは、独立した生活をサポートするといったビジョンがあるわけですが、でもその子だけを見るわけではなくて、生活全体を見ていかなければなりません。例えば教授とか事務職員とか、大学に関わるすべての人たちのことを考えなければなりません。障害者たちにツールを与えれば良いというのではなく、教授陣とか事務職に携わる人たちがツールを使いこなして、障害者に対応

できるようにしておかなければならないということです。

脊髄損傷の学生たちに関しては、アメリカでは、特に権利を実行しなければならないという考え方があります。そのときに、一人ではなくてグループになってやればいいという考え方があるので、ADSUM というアライアンスが私たちの大学にあります。これは障害を持つ学生たちのモンタナ大学のグループの略になるのですけれども、これはもともと脊髄損傷を負った学生で、後に弁護士になった人が始めた団体で、もう 20 年の歴史を持っています。

これは障害のある学生たちが、自分たちの声を聞いてもらえるというだけではなく、何が可能なのか、どのような可能性が彼らにあるのかということをお話し合う場です。自分たちを表現する場でもあります。ADSUM という団体の略称は、ラテン語で「私はここにいる」ということを意味します。この団体は、お互いにもサポートを提供していますし、私たちの大学が、障害者にとって非常に参加しやすいものであるようにという活動を常にしてくれています。そんなことを私は感じました。どうもありがとうございました。

進行 北村 通訳レシーバーをつけていらっしゃる方がいらっしゃいましたので簡単に、今のジムさんのお話をもう 1 回繰り返します。7 点挙げてくださいました。一番始めに共通するものとして、日本のスピーカーたちが非常に熱意を持ったお話をされたということ。

二番目に、日本の統計は大変しっかりしているけれども、アメリカにはそういうものがなくて、高等教育機会法というものがこの秋にできるので、これから整備することを期待しているというお話。

三番目に、テクノロジーはジム・マークスも非常に大好きで、大いに活用していらっしゃるというお話をされました。

それから親の関与がとても大事であるということが、4 番目のお話です。

5 番目のポイントとして、ビジョンを持つこと。これから障害者の方たちがすごい発見をするかもしれない、そういう夢を持つということが大事である。

6 番目が、権利や義務について。アメリカでは ADA とリハビリテーション法は障害者の権利を謳っていることは、ジム・マークスさんもお話の中でありましたけれども、憲法の中には教育に関する障害者の権利ということは書かれていなくて、特に教授や事務職員たちに、権利について理解してもらうことが非常に大事であるというお話。

それから、最後に脊髄損傷のパネリストの方のお話を聞いてアメリカでも脊髄損傷者の団体の運動が活発であること、モンタナ大学でも ADSUM という学生同盟があつて、それが 20 年の歴史を持った非常に重要な活動をしている。そのようなことを、スピーカーのお話を聞いて感じたということをお話ししてくださいました。

進行 深津 では、まず最初に、パネリストの間でのディスカッションということで、時間を取らせていただきます。まずパネリストの先生方で、お互いに何かご質問、ご意見等ありましたら、どなたか挙手で。

ジム・マークス ありがとうございます。私はほかのパネリストの方々に一つ質問があり

ます。権利ということに関して、おのおの触れられたと思いますが、もし皆さん方が、障害者が高等教育を受けるという上で、何かを一つ変えることができる、または変えてほしいということがあったら、何を一番に頼みますか。何を一番変えてほしいですか。

進行 深津 いかがでしょうか。どのパネリストの先生方にも共通することだと思いますので、大濱先生の方から。

大濱 結構たくさんあるので、何か一つというのは、難しいなと思っています。たくさんありすぎて、いろいろ思い浮かぶのですけれども。私たち脊損の場合、潜在能力を持っている人間がかなり多いと思うのです。それをどうやって引き出すか、全体にわたって能力を引き出せるような十分な環境を与えてほしいと思います。だから、ある意味では広い意味での、アクセシビリティもそうですし、排泄の問題も含めて、そういう環境をきちんと整えてほしいと思います。

進行 深津 寺島先生、いかがでしょうか。

寺島 繰り返しになりますけれども、人権哲学を高等教育の教職員に、何とかして周知するということが、実際にそれを役に立つような形で発揮していただけるようなシステム作りが必要だと思います。

進行 深津 先ほどご発表の方で、大濱先生が、教育のレベルで、行政的にも何か枠組みというか、システムなどがあればというようなことに触れられていらっしゃるのですね。寺島先生も含めて、そのような枠組み、制度が必要だということなのではないでしょうか。

大濱 やはり、今厚生労働省、文部科学省があるわけで、教育は一応文部科学省の制度下にありますが、そこら辺は文部科学省だけでは無理で、福祉関係の厚生労働省の問題もかなり含んでいます。厚生労働省の中でも、労働関係と福祉関係のサービスを出す旧厚生省の中で、かなり制度的な、それぞれの制度がみんなあるわけなので、それを統一したものにしていかないと、うまく利用できないなというように思っているのです。そこら辺をどうやって今後統合化して、きれいなシステムとして作り上げていくかというのを、国というか、そこら辺が、私たちに働きかけなくてはいけない問題です。

例えば、これは実際の治療、再生医療なども私は今関わってやっているのですが、ここでも同じような問題があります。基礎は文部科学省で、臨床研究については厚生労働省だと。この基礎から臨床、文部科学省から厚生労働省にどうやって移すかというので、かなり問題になっているのです。たまたま iPS 細胞が出てきたので、内閣府がかなり仕切って、文部科学省、厚生労働省、経済産業省を含めて、この制度をきれいにまとめているのですが、そういうシステムをまとめていかないと、たぶんこの高等教育の問題というのは、最終的に解決していかないのかなと思っています。

進行 深津 ありがとうございます。寺島先生。

寺島 私もほとんど一緒なのですが、障害者権利条約を批准するということが、近々行われるのだと思うのですけれども、その際に、そういったことも配慮していただけるというのではないかと思いました。

進行 深津 ありがとうございます。では次に谷川先生、いかがでしょう。何か権利を一つ挙げてということですか。

谷川 権利と言いますか、私としては、やはり大学の中での教職員の理解を図る、ちょっと権利ということと外れてしまいますけれども、私どもの仕事の関係から言えば、大学、短大、高等教育機関に勤める教職員の理解を図るところを進めていくためのもの、が必要なのだらうと思っています。というのも、やはり今行われている障害学生修学支援の取り組みが、進んでいる大学であっても、やはり特定の先生ですとか、一部の学生によって支援体制が構築されているというのが現状だと思っています。ですので、やはりすべての教職員の理解のもとに、学校全体として取り組みが進んでいくような形を目指していければなと思っています。

また、法律上は学校教育法というもので、特別支援教育ということで規定されたわけですが、それは幼稚園から高等学校までの規定でございまして、高等教育機関はそこには含まれておりません。そういう意味でも、私どもは教職員の理解、啓発を図るためのプログラム作りですとか、支援方法の提供などを進めております。何かきちんとした、教職員の理解を図るためのものというのが整ってくれば、これからの支援というのはますます進んでいくのではないかと思っています。権利とは外れてしましまして、恐縮でございます。

進行 深津 権利とは外れるのですけれども、障害学生修学支援情報のホームページというのを先生のところはお持ちで、とても素晴らしい情報だと思うのですが、恐らく今日も高等教育の現場の関係者の方もいらっしゃると思いますので、もしPRなさりたい点があればどうぞ。

谷川 ありがとうございます。先ほど入り口のところに、私どもの実態調査と一緒に、一枚もののチラシを入れさせていただきましたが、私どもの方で作っておりますホームページの紹介をさせていただいております。この中で、各大学でこのような取り組みをしていますという、各大学の活動状況も載せておりますし、実態調査の報告ですとか、各種講演会とかセミナーを開催したときの報告書なども載せております。

私どもの課員が、課全体となって、この仕事にやりがいを持って、ホームページの充実に取り組んできておりまして、この存在を皆さんに知ってもらいたいと思っています。大学関係者だけではなくて、高等学校の先生方に見ていただいても、非常に参考になると思いますし、企業の方々に見ていただいても、大学でこういうことをやっているのだという理解になると思っています。ますますの充実に努めてまいりたいと思っていますので、ぜひご紹介いただきながら、機会がありましたらごらんいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

進行 深津 ありがとうございます。高橋先生、権利を何か一つということで、いかがでしょう。

高橋 やはり自閉症や近縁の障害の方たちは、社会的に貢献できる能力を持っているということを知っていただいて、是非就労への道をもとに開拓して頂きたいと思います。自閉症スペクトラム障害者は、就学のときにも断られることが多いのですけれども、就労はさらに困難です。アメリカなどでは公的機関で、例えば NASA や FBI とかに、職業適性能力のある自閉症者が雇われていると聞きます。日本でもそういうところを確保していただけたら、これから高等教育機関に進める自閉症者も増えるのではないかと思います。

進行 深津 ありがとうございます。最後に近藤先生。何か一つ、権利ということでお願いします。

近藤 権利というかどうか分からないのですけれども、今日の DO-IT のお話の中にも出てきましたが、高等教育に進む上で一番困難だと感じているのが入試です。入試の中で、例えば時間延長の措置などといったことは、幾つか大ざっぱに定められているものはあるのですけれども、例えば今日お話したような高次脳機能障害で、読むことができない人の場合に、代読とか、音声読み上げやコンピューターの持ち込みが可能なのかというと、これは全く認められていないので、それはできません。

それから時間延長以外にも、試験を受ける上でのバリアというのは、さまざまな障害の人にあるのです。例えば聴覚障害の人に対して、ヒアリングの試験を免除すればいいと。この免除の基準というのも、非常に厳しかったりするのですけれども、免除すればいいということは一つあるかもしれないのですが。それ以外にも、例えば試験のインストラクションそのものがよく分からないといったことがあったりします。そういうふうに、障害ごとにより様々な、あとは頸損とか肢体不自由に関して、時間延長になるのはいいのですけれども、延長ということは、試験時間が非常に延びてしまうので、ただでさえ疲れやすかったり、疲労を感じやすい人にとっては、それは果たして本当にフェアなのか。日にちを二日に分けようと思うと、守秘義務の関係で、二日間に分けてほかの人と違う日にやることは難しいとか、入試制度自体を変えていかなければならないところはたくさんあると思うのです。特にセンター試験だと思うのですけれども。

例えばアメリカの SAT という、センター試験に似たような制度がございすけれども、そういったところでは、かなりさまざまな配慮のメニュー化が行われています。例えば代読であったり、パソコンの持ち込みであったり、書けない人はどのようなツールが使えるか、代読、代筆が使えるとか、パソコンが使えるとか、かなり様々な規定がされていますが、そういったメニュー化というのは、我が国ではまだ行われていません。例えば高校で支援がある、大学でも支援があるといっても、入試で支援がなければ進めないで、そういう非常に大きな壁を今感じて、学びたくても学べないという学生たちの声を、DO-IT のメンバーたちから非常にいつも受けているので、何とか皆さんのお力を借りて、そういった部



分が変えていければいいなと思っています。

進行 深津 ありがとうございます。いろいろなご意見が出ましたけれども、このことに関連してでも、新しいご質問の提供でも結構ですが、どなたかパネリストの中での話題の提起ということでご質問を。寺島先生、どうぞ。

寺島 今私たちが抱えている問題ですが、日本では著作権法の制約があつて、例えば、聴覚障害の方のためにビデオに字幕を追加しようとする場合、すでにある大学で作られたものを貰ってくるとか、貸してもらうことができれば良いのですが、それができないために、同じものをもう一度最初から作らなければならないということがあります。そういったことは、アメリカではクリアされているのでしょうか。

ジム・マークス 著作権というのは、実はアメリカでも非常に大きな問題です。特に耳の聞こえない人たちに字幕を付けるということに関しては、電気通信法というのがアメリカではあるのです。そして字幕を付けるということになりますと、ビデオに字幕を付けようとする、字幕を付ける場所がすごく小さくなってしまって、それを別の方法でやるということになると、ものすごくコストが掛かってしまいます。

それから著作権法というのは、教科書にもいろいろ関係してきます。例えば私どもの方の AHEAD では、出版社の方たちに話をして、この問題を解決していただきたいと言っているわけです。Access to Textbook いうことで、著作権も守られるけれども、同時にきちんと教科書も障害者に読めるようにしてもらうということを出版社にお願いしています。

出版協会というのがアメリカにはあるのですが、このアメリカ出版協会というのは、大学の教科書を出版している中で、一番大きな組織なのですが、アクセステキストというプログラムを始めました。このアクセステキストというプログラムでは、大学とかカレッジといったところが、出版社から許可をもらえば、その教科書を自分たちの好きなフォーマットにしていい。または紙の教科書を、エレクトロニックなフォーマットで、出版者から直接手に入れることができるというものです。ですから、これは許可さえもらえば、ファイルを手に入れることができるというタイプのプログラムです。

私たちは、常にアクセスの権利と、著作権の管理との間のバランスを取るのに、非常に苦労しております。

進行 深津 隣に行きましょうか。北村先生、DAISY の関係で、先生も教科書の問題、日本の現在の事情をご存じだと思うのですが、先生の知っていらっしゃる限りで、日本での現状というのはどんなものなのでしょうか。

進行 北村 私よりも寺島先生の方が良くご存じかもしれないので、間違っていたら修正してください。

日本では、ちょうど去年、教科書バリアフリー法というのが国会を通過しまして、学校の義務教育の教材に関しては、障害の種別に関わりなく必要があれば出版社の許諾なく自由に電子化ができ、配付できるというふうになっております。

また、来年 2010 年 1 月施行を目指している新しい著作権法では、すべての出版物に関して、障害の種別を問わず、電子化を出版社の許諾なく行って、公開することができるというふうになる、世界的にも非常に画期的な動きが日本で進んでいると聞いています。

私は今年の 7 月に、AHEAD のカンファレンスに参加させていただいたのですが、やはり今の出版社との協力関係の話題が、非常に熱く語られていました。とても印象的だったのは、AHEAD が大学の支援職員の団体として出版社協会に働きかけている。やはり個人ではなくて団体として働きかける必要があって、しかもそれは 5 年前には非常に陰悪だったのだけれども、今年はかなりいい感じになって、しかも出版協会のバイスプレジデントに、AHEAD が賞を差し上げるとか、非常に効果的なアピールをなさって、友好関係を保っていらっしゃる。その努力の方向というのを拝見しました。恐らく日本でも、そのような組織的な動きが必要だと考えます。

そこで、その組織についての質問になりますが、音頭を取るのが谷川先生のところなのか、新たな大学同士のネットワークなのか、そのあたりがちょっとよく分からないのですけれども。そういう大学、障害学生支援者同士のネットワークというのは、日本では今何かできつつあるのでしょうか。

谷川 私どもの方で今進めているのは、やはり少しでも全国的に障害学生支援の充実を図りましょうということで、取り組みを進めております。まず高等教育における障害学生支援ということ自体が、取り組みが始まって、ようやく話題になってきたのは、ここ数年ではないかと私は感じております。

機構の方では、今障害学生修学支援ネットワーク事業というものを立ち上げて進めておりまして、全国で積極的な取り組みを進めている大学を拠点校と位置付けまして、その大学でネットワークを作り、協議をし、研究成果を発表してお示ししていく。そのような取り組みを進めていくことで、地域との連携も進めながら、全体的な質を向上させていこうという取り組みを始めたばかりです。今その拠点校というのは、宮城教育大学、筑波大学、日本福祉大学、関西学院大学、同志社大学、広島大学、福岡教育大学、そしてこの 12 月に富山大学にも加わっていただいて、ネットワークを作って、情報発信等をしていこうという取り組みを進めだしたところでございます。

高橋 障害者に特化したやり方ではないのですが、私どものセンターは、この 4 月から大阪大学の子どものこころの発達センターと、浜松医科大学の子どものこころの発達センターとで連合大学院ということになり、大阪大学大学院の小児発達学研究科の一部の任務も担います。各大学が離れているので、遠隔操作の送受信の画面と、eラーニングという方法で授業を進めていくことになっております。eラーニングというのは、そのまま教員の授業とパワーポイントが、誰でも見られる形で電子化されるものです。ですから、こういうツールがあれば、かなりハンディキャップのある人にも助かるのではないかと思います。それをどこまで共有化できるかというのは、著作権の問題があるので、これからだとは思いますが、このような方法で教材を作成する大学が増えれば、共有のコンテンツができるのではないかと思います。

近藤 今の著作権法の改正に関してなのですが、これは非常に著作権改正される気配が濃厚ということで、我々も大変期待しています。一つ、我々が実質的に学生の支援を行う上で気にしているポイントというのは、例えばそこでテキスト情報をフェアユースで、障害のある方に対して自由に使っていいということになったとしても、テキスト化というのはものすごくコストの掛かるものなのです。

例えば我々も、今全盲の研究者、それから全盲聾の研究者が、我々のスタッフの中にもおりますので、彼らが膨大な量の書籍なり論文を読むわけですが、そのテキスト化には、専門のスタッフが何人もいて、本当に朝から晩までテキスト化の作業というのをやっています。それはなぜかという、例えば出版会社はテキストの情報を持っているはずなのですけれども、本と同じようにアクセスできるテキストという形で出そうと思うと、かなり改編なり、幾つかの作業が必要で、出版社の人たちは、どうやってそれをやるのか、そのコストは誰が払うのかみたいな形になって、幾つかの出版社の方とお話ししているのですが、なかなかうまくいかない部分があります。

教科書バリアフリー法の面白いところというのは、例えば拡大教科書を作るという作業に掛かるコストというのを国がもちましようというふうに、コストをどこがもつかというところまでは、確か明言しているはずで、著作権法が変わることは、我々は大歓迎なのですがすけれども、そこから先どうやって、実際に学生たちに届く形で、テキストを届けるための、例えば予算なり何なりを付けていくかというところまでを考える必要があると、今思っているところです。

北村 後でジムさんにも補足をお願いしたいのですがすけれども、この夏にモンタナに行ったとき以来、それから昨日の京都での会議でも図書の電子化の方法が国際的に問題になっているという話がよく聞かれます。北欧のスウェーデンとか税金の高い国では公的に図書館スタッフ、プロが電子化の作業をやっているということが多く、アメリカでもイギリスでもボランティアが活躍せざるを得ない状況で、日本でもボランティアがやらざるを得ない状況になっているという金銭的なコスト面の話で出てきていました。

それから、アメリカでも出版社は PDF でそのまま出すのが楽であると言っています。でもアメリカは、実は2～3年前に、連邦政府が義務教育の教科書は全て出版社が電子化して出さなければいけないという法律を出しました。フォーマットして NIMAS(National Instrumental Materials Accessibility Standard)というフォーマットを決めたのですが、これが実は国リハも関係して開発している DAISY(Digital Accessible Information System)フォーマットほとんどそのままです。ただ自社ブランドとしたかったらしくて、少しだけ変えて、一つだけ DAISY フォーマットを採用しないで NIMAS という名前を使っています。その NIMAS フォーマットは義務教育では使われるのだけれども高等教育で使う見込みは厳しいようです。しかも NIMAS フォーマットにするに当たって、実際やってみると、地図はどうするのだ、数式はどうするのだというのは、実はまだ規格がない書式も多いのです。小説だったら簡単なのですが、よく見ていただくと分かると思うのですがすけれども、英語の初めの教科書などは、どういうふうにテキストにしていかが分からないような、とても複雑な物になってきていて、単なるテキスト化というのも難しい。

それから配付も難しく、利権関係もいろいろ絡んでいたり、誰が統括して一括配付す

るか。アメリカは NIMAC(National Instrumental Materials Accessibility Center)というセンターを作ったのですが、それでもうまく配付できていないという状況が、法律ができてから2年間続いていますので、日本でも同じような状況が予想されています。それらを統合するのが非常に大事で非常に難しい作業になっているというのが現状だというふうに聞いています。

eラーニングについても、アメリカはキャンパスが広くて、あちこちにサテライトキャンパスがあるので、盛んに行われているので、今の著作権の話とeラーニングの話、ジムさんからご意見を伺えませんか。

ジム・マークス いろいろな指示というのが、オンラインで出るようになってきています。学生がコンピューターを使って、いわゆるソフトウェアを使っています。ブラックボードとか、ウェブ CD などを使っています。いろいろなほかのツールがあるのですが、そういったものを使ってアクセスをするわけです。

そして、いろいろなインストラクション、指示が出ていくのですが、日々指示が変わってくるわけです。そしてテクノロジーも変わってくるということです。教える側についても、いろいろな画像をスキャニングして、例えば雑誌の記事とか本の一部をスキャニングして、それをライブラリーに電子的な形で載せる、あるいはいろいろな電子的な場所に入れていますが、それがアクセシブルでない場合が多くあります。

一つの解決があるとは私は思っておりません。恐らく幾つもの解決方法が併存するという形が続くのではないのでしょうか。その一つのやり方としては、ユニバーサルフォーマットというのがあり得ると思います。つまり出版社が共通のフォーマットを使って、それによってアクセス性を確保するというやり方です。DAISY コンソーシアムの会議が京都で行われましたけれども、いろいろな議論がありました。

例えばファイルフォーマット、e-pub というがあります。こちらは、現時点においてはまだアクセスが可能ではありません。しかしながら、将来的には可能になるかもしれない。

そして出版社としては、ユニバーサルな標準を求めています。そしてそのような形の標準的なスタンダードに対してアクセスをすることができるようになればいいと思うわけです。そしてそれについて、将来的には、ある本を誰かが買ったとします。そしてそれが印刷媒体、電子媒体、あるいはどんな形だったとしてもいい。つまり全く同じ価格を払って、その本を買うのだということです。つまり出版社としては、その媒体の種類に関わりなくお金が入り、学生はその本を手に入れることができるということです。

そしてもう一つ、オンラインブックという話が今増えています。ホースマート(Horsmart)という会社があるのですが、この会社が本を電子的な形で提供するわけです。書籍を電子的に出していく。ところが、その電子ブックがアクセシブルではないので、その結果、その中にある知的情報が取り出せないのです。

これは皮肉なことです。電子化されるということになると、簡単に、印刷よりもアクセスしやすくなるだろうと思われるかもしれませんが、こういったホースマートのようなオンラインブック、今言ったようなやり方は、セキュリティーが非常にしっかりしているので、その結果、その書籍にアクセスするのがかえって難しい、印刷媒体の方がかえって簡単ということになります。ということで、結局最終的には印刷して、使えるか形式

に変換しなければならなくなってしまうということになります。問題はたくさんあります。

コストについては、おっしゃるとおりだと思います。こういったいろいろな問題に関して、資金をどうするのかということ。そしてまた支援をするに当たっては、その資金をどこから調達するのかということは、これからも大きな問題であると思います。

進行 北村 時間になりましたので、これにてパネルディスカッションを終了いたします。会場の皆様との質疑応答をさせていただきたいと思います。パネリストの方に会場の皆様からご質問、それから高等教育に関してのご意見、ご要望、あるいはご経験など、積極的に挙手いただければと思います。同時通訳者に音声聞こえないといけませんので、マイクを持って参りますので、ご質問の方は挙手をしていただけますでしょうか。それでは支援者側の方から、富山大学の伊藤先生、お願いいたします。

伊藤 富山大学の教員で、障害学習支援を担当しております伊藤と申します。

2点あります。一つは谷川課長に、もう一つはジム・マークス氏にあります。谷川課長への質問は、日本語で、ジムさんへは英語で行いますので、通訳をお願いします。

谷川課長の説明、スライドの中で、皆さん手元にお持ちだと思いますが、11番のところに、日本の障害者数等ということで、身体障害者、知的障害者、精神障害者という分類がされています。研究の分野でいきますと障害の分類というのは、身体、発達、精神の三つに分かれまして、知的障害が発達の中の一部に含まれると考えます。知的障害を除いて発達障害がこの数値に入っていないのは、これはこれを作った内閣府がどうかと思うので、私はどこかで突っかかろうと思っています。

それはそれとして、3番目に精神障害者というような掲示がされています。精神障害は、軽度のものはうつ病から、重度のものは統合失調のものまでいろいろあります。新聞、ラジオ等のメディアでは、30代のうつ、働き盛りのうつということで、広い意味での精神障害が、今クローズアップされています。

ところが大学生のうつ、世間的に言うところの引きこもりとも関係しています。これがほとんどクローズアップされていないのが現状です。学生支援機構で統計を取るに当たって、スライドの3にある障害学生の定義が、身体と発達でこのように書かれています。私としては、うつで困っている、引きこもりで困っている学生は、適切な支援を行えば元に戻れると信じていますので、次回からでなく、今後でもいいので、広い意味での精神障害、うつで困っている人は、特別支援機構のページにおいてよ、うつで困っている学生も、ここを見れば何かヒントがあるよというような取り組みもしていただきたい。私自身が今までいろいろな学生に会って、うつで涙を流して苦しんでいた学生たちのことを思うと、ぜひこのような方々も、今後、来年でなくてもいいです、将来どこかで対象に入れていただきたい。そのためには定義を変えなければならないと思うので、そう簡単にはできないと思いますが、そのようにしていただければと考えます。

そのときに一つお願いしたいのは、精神障害者手帳を持っている人は何人か数を出してくださいとか、あなたの学校の保健管理センターにうつ病で相談に来た人は何人か出してくださいとか、そういう質問を、学生支援機構ではできれば投げかけてほしくない。というのは、答えは簡単で、引きこもりの人は学校に来ないからです。自分が困っているとい

うことを、保健管理センターにも指導教員にもなかなか言えないからです。

そういう意味で、私が思うところの統計の取り方というのもいろいろありますが、これは有識者等集めて、ぜひ支援機構さんでも取り組んでいただきたいと思います。世の中にはそういう困っている学生もいる、広い意味での精神障害、うつで困っている人もいるということを、ぜひこの場でお伝えしたいと思って、マイクをお借りしました。

二つ目は、ジムさんへです。非常に素晴らしいお話を、どうもありがとうございました。もし私たちのように、障害者サービスに携わっている者が、いろいろな情報、例えば AHEAD の会議でいろいろ話された内容などを、みんなで共有することができたら素晴らしいのではないかと思います。ユネスコの数字によりますと、3億ぐらいの人たちが、アジアだけでも障害を持つ人としておりまして、アジア地域においても障害学生の数は多いわけです。

私もたくさんの友人をアジアに持っています。ですから、アジア版 AHEAD とか、そういったものを作ってもいいですし、どちらにしてもアメリカの AHEAD の会議の内容を、私たちにも教えていただければ。日本の人間だけではなく、アジア全体でもこの知識を共有すれば、役に立つのではないのでしょうか。アジアにもたくさんの障害学生がいるということを知り、日本、中国、インド、ほかの開発途上国においても、今の障害学生が置かれている状態を改善していかなければならないと考えなければなりません。

ですから、AHEAD アジアができれば、何か変革をすることができないかと思います。ほんの少しの小さな変化かもしれませんが、少しでも変化をもたらすことができれば、未来の大きな変化に伝わるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

谷川 簡潔にお答えしたいと思います。私どもの実態調査の中のその他というところに、うつ病とか精神障害ということでご記入いただいて、回答していただいた数が含まれております。

そして、私どものホームページに、そういった学生のための情報提供の場を設けてほしいということでもございましたけれども、実は私どもの仕事というのは、直接学生さんでなく、大学に対する支援ということになっているものですから、大学に対して精神障害のある学生さんのための情報提供ということをどのようにしていったらいいのか、大学にとって役に立つ情報提供をどうしていったらいいのかということについても、今後考えていきたいと思っております。

と申しますのも、私どもの方でネットワーク事業運営委員会というのがありまして、拠点校の先生方に集まっていただいて開いている会議ですが、その中で、精神障害についても考えていく必要があるというご指摘をいただいているところでございますので、今後それも課題になってくるかと考えております。

進行 北村 ありがとうございます。ではジムさん、お願いします。

ジム・マークス ありがとうございます。物事はグローバルに考えて、でも活動は地域でやらなければならないという言い方があります。AHEAD の力というのは、その地域、地域でいろいろな問題を顔をつきあわせて考えることにもあると思うのですが、それを世界でネット

ワークできれば、もちろん素晴らしいと思います。実際に AHEAD のボードのメンバーも、これには非常に興味を持っています。アメリカ、カナダ以外の地域に拡大したいと思っ  
てはいるのですが、どうしたらいいかが現時点では具体的に分かりません。もし皆さん方  
の方で、こういったアイデアがあるというのであれば教えてください。この国にこういうふ  
うに導入することができれば、本当に世界的なレベルで、障害者の教育に我々は資すこ  
とができると思いますので、ぜひお願いいたします。

進行 北村 ちなみに AHEAD では、カンファレンスごとの発表を、一応発表者には、自  
分のプレゼンテーション、パワーポイントを、ホームページ上にアップすることが義務付  
けられております。すべての方がやっているわけではありませんけれども、英語であれば  
かなりの発表内容を見ることができます。このような情報提供を行っている学会には  
CSUN(California State University of Northridge)カンファレンスがあります。障害者と技  
術のカンファレンスですが、発表内容をホームページから見ることができます。ただ、英  
語を勉強しなければいけないという難点があります。

それから、AHEAD カンファレンスでも、アメリカは広くて、夏にちょうどガソリンが  
非常に値上がりをして、みんなが来れなくて困っているので、何とかインターネット会議  
をしないかという話が随分出ておりました。国内でも集まるのが大変だし、大学からお金  
が出ないというのが非常に切実な問題として出ていましたので、インターネットを介した  
世界的なネットワークというのも可能性はあるのではないかと思います。

ほかにもたくさんの方が手を挙げていらしたので、もう 1 回手を挙げていただいて、数  
を把握させていただけますか。5 名ぐらいですか。ではお一人答えも入れて 3 分ぐらいで  
まとめていただけますでしょうか。そうしましたら所沢の育成会の会長さんでいらっしや  
います村上さんから、お願いします。

村上 所沢市手をつなぐ親の会の村上です。今日の講演は、大変ためになったのですが、  
高等教育機会法というのを初めて聞きまして、まだ日本ではこれからということなのでし  
ょうが、これを参考にできればと思いました。ただ、なかなか日本の中ではそういったも  
のが、質、量ともに支援が不足していると思いましたが、その原因となるのは、先ほど寺  
島先生がおっしゃっていた、「障害者の権利条約の比准」というのも原因なのかなと思っ  
ております。

先進国の中で、批准されていないのは日本だけなのかなと思っているのです。それが、  
遅れているのはなぜかと素朴に思ってしまうのですけれども、このあたり寺島先生はどう  
いうふうにお考えになっているかお聞きしたいと思います。

進行 北村 苦しい質問、申し訳ございません。寺島先生、よろしく申し上げます。

進行 寺島 多分、近々批准するという話を聞いておりますので、期待はしていますが、  
そのときに、先程言ったように、各省の壁が取り払われるのか、そこに関心を持っていま  
す。

進行 北村 では阪本さん

阪本 阪本と申します。ポリオです。あまり時間がないため、質問を優先いたします。ジム先生に2つのことをお尋ね申し上げます。

司会 3分です。

阪本 最初は小さい質問です。話の中で、10年後に会った学生が立派になってスーツを着て、ハンサムであったとおっしゃっていました。ジムさんになぜそのことがお分かりになったのか？とても不思議に思いました。

もう一つは、これは大きな質問になります。モンタナ大学の1000名の障害学生たちのみならず、米国の障害学生の進路についてお聞きしたいと思います。同じように、谷川先生、それから寺島先生にも、差し障りのない範囲でお答えしていただければ幸いです。

私の関心は、高橋先生と同じように、大学で学べたのはいいとして、大学を出た後に就職先はあるのか、働けるのか、稼げるのか、ということに尽きます。単純に申し上げますとそういうことになります。以上です。

進行 北村 ありがとうございます。ではジムさんから、(ハンサムだと)なぜ分かったかということと、モンタナ大学の障害学生の進路について、お願いいたします。

ジム・マークス 若い人がどうしてハンサムだと分かったのかというところしか分からなかったのですが、彼がそうだと自分で言ったので分かったのです。

もう一つ、質問がよく聞き取れなかったのですが、アメリカは実はこの条約を批准していません。その状態も変ると思っていますが。

進行 北村 モンタナ大学にいる障害学生は、卒業後にどのような就職をしているのかというのが質問です。

ジム・マークス 雇用に関しては、州の職業リハビリテーションのセンターと一緒にコラボレーションしております。大学内にキャリアサービス部門もあり、いろいろ試みています。現在の雇用の状況は、アメリカの雇用状況自体が非常に悪いのです。景気後退期で失職している人たちの方が多い。ですから、状況そのものが悪いのですけれども。ですからこういった景気後退期というのは、障害者にとって非常に厳しい時期にもなるのです。

ただ、いろいろなサービス、いろいろなプログラムを、今やっています。例えば政府官公庁とか、大企業のリクルーターの人たちに大学に来てもらって、障害学生と直接面接をしてもらうということをやっています。それから就職フェアもやっています。しかし、申し上げたように今は景気後退期ですから、ちょっと今は厳しい状態です。もちろん雇用に関しては、いろいろと私たちはやっているのですけれども。

それからもう一つ、哲学、つまり障害者サービスに関する考え方とか、理想といったものが、実は就労には非常に関わってくるわけです。私たちは自立ということを非常に重要



視しています。ですから、大学を卒業して企業で働くとか、とにかくどこかで仕事をするということになったら、自分が責任を持って、会社の資産として、リソースとして役に立つような人間にならなければならないということなのです。私たちが彼らの面倒を全て見ると期待してほしくはないのです。自分たちが貢献者として、会社できちんと貢献できるような人間にならなければいけないと私たちは言うわけです。つまり自分の自己決定と自立ということ、非常に重要視しています。

進行 北村 谷川先生からも、何か情報がございましたら。

谷川 実は私が最初にここの課長に赴任したときは、課の予算が私の年俸ぐらいしかありませんで、これで何ができるのだろうという感じでした。今年から初めて、学内の教職員の理解を深めるためのプログラム作りというのを始めさせていただきました。企業に対してもアンケート調査をさせていただきました。あまり回答率は良くなかったのですけれども、大きな企業からも幾つか回答がございました。やはり採用されている方が、高等教育機関を卒業された方ではなくて、高等学校を卒業された方で採用されているところが非常に多くて、大学を卒業された方を採用しているのは、意外と回答のあった企業の中では少なかったのです。

ただ、企業としては法定雇用率もあって、障害のある方の採用を求めている。ぜひそういう情報も欲しいというような意見も、多数寄せられたところでございます。これから実は先進的な取り組みをしている、先ほど申しました拠点校であっても、就職の部分についての取り組みというのは、まだまだ進められていない、キャリア教育も含めて進められていないという状況です。そこも含めて、私どもは研究をこれから進めていきたい、取り組みを進めていきたいと思っていますところでは。

進行 北村 ありがとうございます。寺島先生の学校を卒業された方の就労について情報をいただけますでしょうか？

寺島 これはすごく難しい問題なので、一言では答えられないのですけれども、以前リハビリテーションセンターで働いていたときに、障害者雇用に関わっており、就職先を見つける仕事をしていましたが、そのころに比べれば、障害のある大学生の就職の方がずっと楽です。例えば、肢体不自由の方でいえば、大学生ですので、知的なレベルは高いため、比較的重度の方でも就職はほとんど困りません。ただ、全盲の方は、どこでも難しいです。それはリハビリテーションセンターなどと同じです。また、今後、非常に重度の方が入学してくると、肢体不自由の方でも同じように難しくなっていくのかなと思います。

話は少し変わりますが、障害者雇用とは別の領域で関連のあるいろいろな取り組みが行われています。例えば、先日ソーシャルファーム・ジャパンというのを立ち上げまして、ニッチな産業において企業として障害者を雇用するようなこと、例えば、インターネットを活用してホームページ作りをするとか、そういう企業が今後どんどん出てくるのだろうと思います。徐々に改善はされていくのだろうと期待はしていますが、楽観視はできないという状態です。以上です。

進行 北村 ありがとうございます。時間が迫ってまいりました。もう一度お手をお挙げいただけますでしょうか。3人いらっしゃいますね。では一番右の方から。

及川 筑波技術大学の及川といいます。マークスさんに伺いたいのですが、日本の大学でも、支援コーディネーターというお仕事をされる方がかなり増えてきました。この仕事を担当する方の能力が、もっと高まることが重要だと思っています。

アメリカでは、こういう仕事の方々をどういうところで養成されているのか、あるいは何か組織的に養成されているのか。例えば講習会とかセミナーレベルでやっていらっしゃるのか、あるいは大学院等で修士号が必要だというような養成をしているのか、そこを教えてください。

進行 北村 ありがとうございます。ジムさん、お願いいたします。

ジム・マークス コーディネーターということですが、いろいろなところから集まってきます。例えば私は小学校教育の教員課程で教育を受け、またジャーナリズムと哲学の教育を受けましたが、障害についての教育経験を持っていたわけではありません。私が視覚障害があるということだけが関連していると言えるでしょう。

そして、AHEAD なのですが、いろいろなプログラムを持っています。いろいろな育成のためのプログラムを持っているということで、年間の会議、年次会議の大きな目的の一つはそこにあります。

そして、地域的なグループというのがあります。AHEAD の地域支部ということになるのですが、例えばモンタナ州の場合で言いますと、AHEAD の北ロッキーということで、ロッキー山脈北部の支部があります。そしてお互いに講師となって教え合うということを行っています。それからメーリングリストで（英語ですが）コンピューターの中でいろいろな質問を出したり、答えを出したりということを行っています。

そして、多くの企業がトレーニングの機会を提供してくださるようになってきています。私も実際に専門的な証明書を出そうか出すまいか考えたのですが、やめようということになりました。つまり証明書を出すよりも、トレーニングモジュールを作ろうと考えたわけです。そうすることによって、コーディネーターは知識、能力を蓄積することができるであろうと考えたわけです。

いろいろな解決は、将来的にはあり得ると思いますが、そんなことを現在アメリカではやっています。

進行 北村 一番前の女性の方は、手を挙げていらっしゃいましたでしょうか。お願いいたします。

質問者 谷川先生にご質問です。今日は高橋先生のお話に希望が持てたのですが、私の息子は大学の医学部に支援なしで入り、支援なしで今までやってきていますが、本人がどうもアスペルガーではないかと言い、3カ月ぐらい前にそう診断されました。本人は、医学

といっても、先ほどジムさんが講演でおっしゃいましたように、医学の勉強がしたい、研究がしたいと言っているのですが、今の医学部は医者養成コースになっておりまして、とてもうちの子が卒業できるような感じではありません。患者さんを診るのではなくて、研究だけするような、そういう形で大学に就職する道などが開けるものなののでしょうか。

谷川 具体的なことは私は分からないのですが、実はこの間、私どもの中で、障害種別のメニュー、障害種別のワーキンググループというものを作っておりまして、発達障害のグループも作りまして、精神科医の先生にも入っていただいて、今検討させていただいているところです。

その中で、おっしゃっていたのは、医学部の学生さんで、患者と接する形ではない、そちらはちょっと難しいのではないかという学生さんに対しては、研究の分野の方を勧めるようにするというようなことを、その先生はおっしゃっていました。あとは、大学の中でどのようなコースに進むかということをご相談されればいいのかと思います。具体的なコースがどのようなものがあるのか、私は分かりません。

進行 北村 高橋さんから何かありますでしょうか。

高橋 私は、現在医学部に事務上の籍がありまして、医学部の授業の様子を知る機会があるのですけれども、確かに5～6年になってくると、必ず対人の面接とか、技術を学ぶための実習があります。そこがクリアできようでしたら、基礎医学に進むという方法があります。ただし、質問者がおっしゃっているような医学系の研究で、息子のような工業化学や理学部専攻の研究者が入ってきています。具体的には遺伝子の中のタンパク質合成等について、理学部や工業化学等の専攻出身の研究者が、バイオケミカルというような分野で関与されています。どうしても医学部でも対人スキルの必要なメニューがこなせないようなら、他学部へ転部し、目指す研究を続ける方法もあると思われれます。

もし、医学部で対人スキルの必要な単位をクリアできるなら、国家試験だけ受けて、基礎医学の方へ行くという道もあるのではないかと思います。

進行 北村 ありがとうございます。では最後にお手を挙げた方、どうぞお願いします。

安田 日本福祉大学の安田と申します。ジムさんにお尋ねします。モンタナ大学およびAHEADにおいて、障害学生支援ということに関する何か定義、あるいはそれに準ずるものはありますでしょうか。もしあれば、その中身について教えていただければと思います。ありがとうございました。

進行 北村 ジムさん、お願いいたします。

ジム・マークス 学生ごとに何をやるかということについては、ルールとかレギュレーションは、もちろんあります。例えば、もともとの市民権法では、1973年のリハビリテーション法 504 条にありますから、それを基にして、規制としては、講義中に障害学生はテープレコーダーを使うことができる。今はテープレコーダーなどは誰も使いませんが、

オーディオレコーディングデバイスを使うことができるとか、それ以外の幾つかのルールがあります。

こういったガイダンスというのは、アメリカの文部省の方から出ている、そういった高等教育に関するガイドラインを基にしています。もちろんケースバイケースで行われています。例えば診断情報、医学、精神学の専門家からの情報も見ますし、学生に面接して、各学生の機能に従って、こういったサービスを使えば、健常者と同じレベルで勉強ができるというような提案をします。

今日も言いましたけれども、試験のときに試験時間を長くするとか、コンピューターテクノロジーを使えるようにするとか、またはプリント以外の方法でやるとか、手話通訳者や要約筆記を、ビデオには必ず字幕を付けるとか、だいたい決まったサービスがあります。ですから障害によって勉強するという上の障害が出るときには、それを相殺するといったような、ケースバイケースでいろいろなサービスがあります。

進行 深津 ご質問のある方もいらっしゃると思うのですが、時間となりましたので、これでパネルディスカッションを終了させていただきます。今日はたくさんのご質問、ご討議、ありがとうございました。

総合司会 パネリストの皆さんは、聴衆席にお戻りください。

## 閉会挨拶

江藤 文夫

国立障害者リハビリテーションセンター 更生訓練所長

更生訓練所長の江藤でございます。本日は WHO 指定研究協力センターとしての活動の一環といたしまして、高等教育における障害学生に対する生活、学習支援をテーマとしたセミナーを企画いたしましたところ、土曜日にもかかわらず、大勢の皆様にお越しいただき、ありがとうございました。

初めに、基調講演としてお話しいただきましたモンタナ大学のジム・マークス先生に、心から御礼を申し上げます。ジム・マークス先生は、視覚障害当事者として、ご自分の経験を基に、高等教育における障害者権利運動に主体的に関わり、長年にわたりモンタナ大学の障害学生支援部長を務め、多大な成果を上げてこられたことに敬意を表するものでございます。我が国で障害学生の大学への就学、さらには就労に向けた支援体制に関わっている人々を大いに元気付け、また役立つ話であったと思います。改めて御礼を申し上げます。

米国では、詳しい障害統計はないというなお話もございました。私どもは全学生の10%前後ぐらいの障害学生がいると聞いておりますけれども、我が国では1%未満というのが実情でございます。しかし、大学によっては障害学生の就学支援に積極的に取り組むところもあり、また日本学生支援機構の谷川特別支援課長からは、平成19年度の実態調査の計画についてご報告いただきました。

障害は多様であり、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、さらには自閉症、発達障害、高次脳機能障害や、精神障害などといったものが列挙されますけれども、個人のニーズについてはそれぞれ異なるところがあり、個別の合理的配慮が求められます。我が国では、物理的環境ですら配慮されないままの高等教育機関が多く、教室へのアクセスだけでなく、さらに学習に必要なツールの整備などの課題が山積していることが、本日の討議を通じて再認識されたことと思います。

本日は、谷川課長に続いて、東京大学先端技術センターから近藤武夫先生、金沢大学子供の心発達研究センターから高橋和子先生、そして、浦和大学総合福祉学部から寺島学部長、日本脊髄基金から大濱理事長にご発言いただきました。各パネリストの皆様には、ご多用の折ご参加くださり、このセミナーを充実したものとするためにご尽力くださいましたことを、改めて御礼を申し上げます。

限られた時間での討議のため、パネリスト、さらにはフロアの皆様におかれましても、話したいことは多々おありのことと存じますが、本日のセミナーが、障害学生の大学など、高等教育機関への就学を促進するための支援体制の発展と普及に向けて、多少なりとも寄与することを願うものでございます。

本日は長時間にわたり、ジム・マークス先生をはじめ、5名のパネリスト、そしてフロアの皆様には、熱心にご討論にご参加いただき、本当にありがとうございました。これにて WHO セミナーを閉会することといたします。